研究ノート

中国における引退選手の再就労支援制度の 現状と課題

劉強

目次

- I はじめに
- Ⅱ 中国のスポーツ政策と法制度
 - 1 スポーツ政策の歴史的展開と現状
 - 2 中国国内のスポーツ担当機関
 - 3 中国の法体系とスポーツ関連法
 - 4 スポーツ基本計画
 - 5 スポーツ選手の育成システムと引退
- Ⅲ 中国におけるスポーツ引退選手再就労支援に関連する法規・規則
 - 1 引退選手の就職と職場に配属されることに関する意見
 - 2 自主的に職業を選択するスポーツ選手 の経済補償規則
 - 3 スポーツ選手に対する社会保障業務の 一層の強化に関する通知
 - 4 スポーツ選手を招聘して任用する暫定 的な方法
 - 5 スポーツ選手の文化教育とスポーツ選 手の保障の強化に関する指導意見
- Ⅳ 内モンゴル自治区における引退選手の現状と再就労支援制度の課題
 - 1 内モンゴル自治区の引退選手再就労支 援制度
 - 2 引退選手の再就労状況に関する2010年のアンケート調査
 - 3 調査結果に見る引退選手の現状
 - 4 調査結果に見る引退選手の再就労の現

状

- 5 引退選手の再就労に影響する要因と再 就労支援制度の課題
- V おわりに
 - < 資料 > 内モンゴル自治区における引退選 手の再就労状況に関する2010年の 実態調査で使用された調査票

T はじめに

中国は挙国体制の維持・促進のため、 50年にわたって超国家的なスポーツ振興策を 展開し、中国人の心理面や行動面において大 きな影響を与えてきた。例えば、1990年代に 中国国家体育総局が制定・公布した「奥運争 光計画 (オリンピック・メダル争奪計画) | では、「中国のスポーツ、とりわけ競技スポー ツの分野においてはオリンピックを最高レベ ルの競技会と位置づける発展戦略路線を歩 み、競技スポーツ事業の持続的で急速な発展 を促進し、競技スポーツ強国という目標を基 本的に実現した | とされている1。また、国 家体育総局が2002年11月19日に公布した 「2001-2010年奥運争光計画綱要(2001-2010年オリンピック・メダル争奪計画綱要) | は、2004年のアテネオリンピック大会の金メ ダル獲得数で上位を占めた有望な競技種目を 強化・拡大し、2008年の北京オリンピック大 会で良い成績を収めるための基盤を確立する

¹ 徐本力『21世紀中国競技体育』(北京体育大学出版社、2009年)12頁。

ことを目標としていた。具体的には、2004年 のアテネオリンピック大会では、20~24のメ インの競技種目と120前後のマイナーな競技 種目において世界の上位8位までに入り、 11~14のメインの競技種目と80前後のマイ ナーな競技種目でメダル獲得が目指されたの である。そして、2008年の北京オリンピック 大会においては金メダル獲得数で世界第3位 となること、そのために22~26のメインの競 技種目と160前後のマイナーな競技種目とで 世界の上位8位までに入り、14~16のメイン の競技種目と100前後のマイナーな競技種目 でメダル獲得が目標とされた。その結果、中 国は2008年の北京オリンピック大会で51個の 金メダル、21個の銀メダルを獲得し、獲得し たメダルの総数は100個という好成績を収め た。2010年の広州アジア競技大会でも好成績 を収め、199個の金メダル、119個の銀メダル を獲得し、メダルの総獲得数は416個に達し た。このようにして「オリンピック・メダル 争奪計画」の上記項目ごとの目標は達成され たのである²。

このように、中国政府は50余年にわたって一貫して競技スポーツを当然にして最大の投資対象とし、次々と多くの世界チャンピオンやスポーツ界のスターを生み出すことを支援してきたが、しかし金メダルを取れる人はほんの一部であり、極めて少数に限られる。また、多くのスポーツ選手は人生最良の青年期をスポーツに捧げ、スポーツのほかに生きる術を何一つ身に付けておらず、そのため引退後に生活苦に陥ってしまうという問題が生じている。中国国家統計局によれば、「オリンピック・メダル争奪計画」のもと、2010年に全国で訓練をしている選手は33294人いるが、

体育局に属する選手は17444人であり、入団テストや合宿訓練などの形で訓練している選手は15850人であった。2009年7月までに訓練を中止し求職中の引退選手³は全国で4343人おり、さらに2010年には引退選手の数は2193人増加する見込みであり、そのうちの45%の引退選手は、すぐに適当な職場に配属することができないという問題が生じている⁴。まして、入団テストや合宿訓練などの形で訓練ができている選手のように体育局に属することのできない選手達の就職状況は更に厳しく、国家と各省市発布した引退選手の保障制度の恩恵を受けることもできないことになる。

二 中国では、世界的に活躍したスポーツ 選手であっても、引退後に適当な職場に配属 されず、生活苦に陥るケースは珍しくない。 例えば、1999年の北京国際マラソンで優勝し 2003年に引退した元女子長距離選手、艾冬梅 さん(26歳)は生活苦のため、現役時代のと きに獲得した20~30個のメダルを売却すると 述べたとのことである5。また、2001年の世 界ユニバーシアード北京大会の団体競技とつ り輪の2冠を獲ったこともある体操界の学生 エースだった張尚武さん(27歳)は、王府井 の地下鉄口で物乞いに落ちぶれていたこと が、騰訊微博(中国版ツイッター)の呟きが きっかけで判明し、中国各メディアで騒ぎに なった。さらに、吉林省・長春出身の元重量 挙げの女性鄒春蘭さんは、1988年の全国大会 で44キロ級の総合と種目別で合計3個の金メ ダルを取り、世界記録を更新した選手である が、薬物後遺症に悩みつつ食堂・銭湯など職 を転々としている6。このほか、体操の王燕 選手は、2007年の全国選手権で段違い平行棒

² http://wenku.baidu.com/view/864e8f65f5335a8102d22061.html(2012年7月10日21:00筆者確認。)

³ 本稿において「引退選手」とは、国家体育総局または各地方の体育局に所属し、給料としてスポーツ 選手体育手当や成績手当を受けていたスポーツ選手が、こうしたスポーツ選手としての契約を解約し、 選手としての身分を離れた者のことを意味する。

⁴ 陳林祥「中国優秀運動員退役安置的現状研究」『体育科学』、2008年18頁。

⁵ 人民日報2011年7月18日および瀋陽日報2011年7月22日の報道による。

から落下し大けがをしたが、しかしリハビリ 費用が足りない。体操女子の蘭芸さんは引退 後白血病になり、医療費が足りずに3年前死 亡した。スキー女子の元中国チャンピオン趙 永華さんは、糖尿病で右目失明の危機に陥っ たため、金メダルを売って治療費を工面し た。バレーボール男子の元エースアタッカー 湯淼さんは、試合中に頭部から落下して障害 者になり、高額の医療費に苦しんでいる。バ スケット男子の元スター黄成義さんは大けが の後、親子でボロアパートに住んでいるなど であるっ。

中国では、このような優れた実績を残した スポーツ選手に対し、相応の待遇がなされて いないケースが数多く見られる。まして、途 中で怪我や成績不良で脱落したり、中途引退 したりした場合、スポーツ選手が普通に就職 することはさらに難しく、困窮した生活に追 い込まれることは少なくない。しかし、社会 保障制度が十分に整備されていないため、引 退選手は最低生活も保障されないこととな る。さらに問題を深刻化させているのは、中 国のスポーツ選手の育成システムである。す なわち、学齢期前後の運動能力がある子ども をスカウトし、地域の「体育学校」と呼ばれ る専門学校で育成する。その中から優秀な選 手を選んで、地域から国家レベルまでのピラ ミッド構造になっている育成システムの中に 組み込み、最終的にはオリンピックを目指す ということになる。ピラミッドの頂点に上り 詰めたスター選手の下には約20万人の選手が いると言われており8、彼らの多くは各種の 体育学校で訓練を受けながら、金メダルを夢 見て国家の代表選手を目指すが、しかし大半 はピラミッドの最下部に埋もれたまま選手人

生が終わってしまう。こうした選手達の今後 の人生や運命に関心を持つ人もいない。実 際、体育学校を終了した人たちは普通の学校 教育も受けておらず、通常人よりも就職が困 難であるとのことである⁹。

三 このような中国の挙国体制下において 展開されてきたスポーツ振興策がもたらした 社会問題として、本稿では、引退選手の再就 労支援制度を取り上げることとした。特にピ ラミッド式のスポーツ振興策のもと、ほとん ど顧みられることのない普通の選手にとっ て、引退後における再就労を通した経済的自 立は重要であり、国や地方政府による再就労 支援が欠かせないと思われる。

このような認識のもと、以下ⅡとⅢでは、 中国全土において制定・実施されているス ポーツ政策と法制度を概観した上で、全国的 に制定・実施されている引退選手の再就労支 援制度に関連する法規・規則などを紹介す る。そして、これらの全国的なスポーツ政策 と法制度のもと制定・実施されている法規・ 規則に従って、各地方政府が各地方の実情に 合わせて具体的に制定・実施している再就労 支制度の具体例として、Ⅳでは筆者の出身地 である内モンゴル自治区を取り上げる。ま ず、内モンゴル自治区において制定・実施さ れている再就労支援制度を紹介し、つぎにそ の支援制度の実際を垣間見ることのできる 2010年のアンケート調査結果を紹介する。そ して、この調査結果から、筆者なりに現行再 就労支援制度の問題点を明らかにするととも に、その要因を分析してみたい。そして、V では、全国レベルでのスポーツ政策と法制度 の在り方に関する法的諸問題を指摘するとと もに、内モンゴル自治区の調査結果を通して

⁶ 現在、彼女が勤めているのは銭湯であり、働いていて心臓が苦しくなることもあるが、しかし仕事を 失ったら生きて行けないので続けているという(瀋陽日報2011年7月22日の報道)。

⁷ 黄さんは大けがのため仕事をすることができず、収入も社会からの保障もないため息子と一緒にボロ アパートでぎりぎり生きているという(瀋陽日報 2011年7月22日の報道)。

⁸ 楊奇字「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』、2009年、9頁。

⁹ 楊奇字「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』2009年、10頁。

明らかとなった再就労支援の制度的・社会的 な問題点を通して、政府ないし地方政府に よって今後検討されるべき再就労支援制度の 課題を整理してみたいと考えている。

Ⅱ 中国のスポーツ政策と法制度

1 スポーツ政策の歴史的展開と現状™

中国のスポーツ政策は、国務院の中央スポーツ行政組織を中心にスポーツに関する法令、計画および制度などを整備して体系的かつ計画的に実施されている。また、近年は競技スポーツだけでなく、一般国民のスポーツ参加、学校体育、スポーツ産業、スポーツの国際交流、障害者スポーツなどで多様な施策が講じられるようになってきている。

歴史的には、中国のスポーツ専門の中央行 政機関は、1949年に中華人民共和国が建国さ れて間もない頃より設置され、現在まで維持 されている。まず、1952年に中央人民政府は 体育運動委員会を設置し、同年にヘルシン キ・オリンピックに初めて参加した。さら に、1954年に中華人民共和国憲法および中華 人民共和国国務院組織法に基づいて中国の中 央行政機構が組織されると、中央人民政府体 育運動委員会は中華人民共和国体育運動委員 会と改称された。その後、文化大革命を経て、 1978年より「改革・開放」政策が進められる と、スポーツについても改革が行われた。例 えば、1984年にはロサンゼルス・オリンピッ クおよびニューヨーク・アイスベリー・パラ リンピックに参加するなど、中国は国際的な スポーツ競技大会に復帰した。

法令面では、1990年の学校体育工作条例、 1995年の中華人民共和国体育法などが制定され、関係する法令が整備された。特に中華人 民共和国体育法は、中国のスポーツ政策の基 本を定めた。また、財政面では、1994年にス ポーツくじ管理センターが設置され、スポー ツ財源の確保が図られた。さらに、1998年の 国務院機構改革に伴い、中華人民共和国体育 運動委員会は中華人民共和国国家体育総局へ と改組された。そして、2008年の北京オリン ピック・パラリンピック大会の招致を契機 に、スポーツに関する諸制度の整備がさらに 進められた。たとえば、法令面では、2002年 のオリンピック標識保護条例、2004年の反 ドーピング条例が制定された。また、2002年 に中華全国体育基金会が設立され、優秀選手 の奨学制度や社会保障制度が整備された。さ らに、北京オリンピックでは51個の金メダル とパラリンピックで89個の金メダルを獲得 し、メダル獲得数でともに世界1位となっ た。このことは、中国における競技力向上政 策の結果である。

今後の動向としては、中国は、経済成長が 著しく、2010年の GDP が世界第2位になる など、経済的に大きく発展してきているが、 社会主義市場経済改革の中でスポーツ政策を どのように進めるべきかが課題となってい る。また、中国における少子高齢化は今後さ らに進展することが予測されているが、中国 が持続的な発展を遂げるためには、健康政策 や福祉政策としてスポーツ政策をどのように 進めるかも政策課題といえる11。たとえば、 1995年に国務院は、全民健身計画綱領を公布 し、国民の体質を改善し健康を増進させるた めの施策をスポーツ政策の一環として実施し ている。そして、中国には、武術、太極拳、 気功など伝統的なスポーツまたは身体運動文 化があり、さらに多種多様な民族による伝統 的かつ民族的なスポーツが行われ、市民の健

¹⁰ 本文の記述は、徐本力『21世紀中国競技体育』(北京体育大学出版社、2009年) 21頁および http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/tyzcfg/883969.htm (2012年7月10日筆者確認) を参考にして筆者が記述したものである。

¹¹ 中国体育総局、財政部、労働と社会保障部『中国労働』2011年、58頁。

康や民族の文化伝統にとってスポーツ等が重 要な存在となっていることから、民族スポー ツ政策を推進している。さらに、2010年に国 務院は、「スポーツ選手の文化教育とスポー ツ選手の保障強化に関する指導意見しという 行政規則を発布し、選手の保障制度を改善し 選手自身の素質を育成させるという選手保障 スポーツ政策も政策課題となっている。

2 中国国内のスポーツ担当機関

(1) 中央組職

1) 国家体育総局

中国のスポーツ行政組織は、1949年の新中 国の建国以後は、国務院直属の行政機構であ る国家体育運動委員会によって所管されてき た。しかし、1978年から2001年にわたる国務 院の機構改革に伴って、国家体育運動委員会 は1998年に国家体育総局 (General Administration of Sport of China) に改組された。中華 人民共和国国務院は、中国の最高の国家行政 機関、国家権利機関および執行機関であり、 ①国務院弁公庁、②国務院構成部門、③国務 院直属特設機構、④国務院直属機構、⑤国務 院執務機構、⑥国務院直属事業部門、⑦国務 院部,委員会管理国家局、⑧国務院議事協調 機構の8つの組織機構から構成されている。

国家体育総局は、このうちの国務院直属機 構のひとつである。国家体育総局の内部部局 は、弁公庁(办公厅)、大衆体育局(群体司)、 競技体育局(竞体司)、青少年局(青少司) 等13の機関局と、各スポーツ種目の運動管理 センター(运动管理中心)(22)、アンチ・ドー ピング機構、体育科学研究所、運動医学研究 所、北京体育大学、運動学校(3)、スポー ツくじ(体育彩票)管理センター、体育基金 管理センターなどを含む43の直属単位から構 成されている。

国家体育総局の主要な任務としては、次の ことがあげられる。①体育・スポーツ政策の 法規と発展計画を研究制定し、その実施を監 督すること、②体育・スポーツの体制改革を 指導推進し、体育・スポーツの発展戦略を指 定し、体育・スポーツ事業の中長期の発展計 画を編成し、調和的に地域の体育を発展させ ること、③「全民健身計画」を推進し、すべ ての中国人の健康と生活の質を改善し、身体 活動の機会と参加を増加させること、4中国 の競技スポーツの発展を計画し、全国的なス ポーツイベントおよび競技会をコーディネイ トすること、⑤ドーピングおよびその他の競 技における不正をなくすこと、⑥スポーツの 国際交流を統括し、他の国や地域、特に香港 特別行政区、台湾地区およびマカオ地区との 協力を深めること、⑦主要な国際スポーツイ ベントへの参加を推奨し、また中国でイベン トを主催することを支援すること、⑧スポー ツの研究と開発を統括し、その主要な成果の する政策を実施し、スポーツの市場を発展さ せ、スポーツビジネスのための基準を定める こと、⑩国内スポーツ団体の適格性を審査す ること、①国務院から委託されたその他のプ ロジェクトを実施することである。これらの ほか、特に国家体育総局の新しい任務とし て、12健康で文化的な生活の質の向上のため に身体活動の機会や参加を増加させること、 (3)スポーツ産業およびスポーツビジネスを発 展させることが加えられている。

2)教育部

中国では、スポーツ政策の管轄は、スポー ツ全般を所管する国家体育総局と学校体育を 所管する教育部とに分けられている。ただし、 大学など専門の体育高等学院については、北 京体育大学のように国家体育総局が直轄する 場合と、地方政府、地方体育局および国家体 育総局との間で管轄する場合とがある。

教育部の体育・衛生・芸術教育局は、学生 が国際的なスポーツ競技、芸術教育などで交 流活動に参加することを支援し、専門的な教 材の開発および専門の教師の養成を企画し、 学校国防教育と学生軍訓工作を指導し支援す る役割を担っている。体育衛生・芸術教育局 の組織は、体育衛生部と芸術教育部から構成 される。体育衛生部は、学校体育課と衛生・ 健康教育課から構成される。さらに、学校体 育課は、教育課程係、課外体育活動係、体育 訓練・競技係、教師養成係、総合情報係から 構成される。

(2) 地方組織

中国の行政区画は基本的に省、県、郷という三段階制となっている。全国レベルの行政区画として22の省、5つの自治区、4つの直轄市(北京・天津・上海・重慶)、2つの特別行政区(香港・マカオ)がある。省には自治州、県、自治県、市が置かれ、県には、郷、民族郷、鎮が置かれ、直轄市および比較的大きな市には区や県が置かれている。地方体育局は、県、自治区、市に設置されている。国家体育総局のホームページによれば、県、自治区・市の体育局として、中国の県・自治区・市の体育局一覧が示されている(表Ⅱ-1参照)。その内訳は、省の体育局が22、自治区の体育局が5、市の体育局が10、その他が1である。

3 中国の法体系とスポーツ関連法

(1) 中国の法体系

中国における実定法の体系は憲法を頂点に、基本的な法律、それ以外の法律、行政法規、地方法規、自治条例、単行条例、行政規則などから構成されている。もっとも、最終的には全国人民代表大会¹³(以下、全人代と

表Ⅱ-1 県・自治区・市の体育局一覧

- ・北京市体育局・浙江省体育局・広西チワン族 自治区体育局・青海省体育局
- ・天津市体育局・安徽省体育局・寧夏回族自治 区体育局
- ・河北省体育局・福建省体育局・重慶市体育 局・新疆ウイグル自治区体育局
- ·山西省体育局·江西省体育局·四川省体育局·大連市体育局
- ・内豪古自治区体育局・山東省体育局・貴州省 体育局・青島市体育局
- ・遼寧省体育局・河南省体育局・雲南省体育 局・寧波市体育局
- ・吉林省体育局・湖北省体育局・チベット自治 区体育局・厦門市体育局
- ・黒龍江省体育局・湖南省体育局・陝西省体育 局・シンセン市体育局
- ·上海市体育局·広東省体育局·甘粛省体育局·新疆生産建設軍隊体育局
- ・江蘇省体育局・海南省文化ラジオ出版体育ホール

出典: 国家体育総局ホームページ¹²を参考に筆 者作成

いう)が相互抵触の有無を判断し、効力関係を決めることになっているから、一元的多層構造をなすものであると言われている。本稿で取り扱う引退選手再就労支援制度の理解に必要な限りにおいて、法令・制度名を単純に日本語に置き換えたときに生じる誤解を避けるため、基本的な法律とそれ以外の法律、行政法規、地方法規等の名称と公布形式を概観することとしたい。

中国立法法(2000年3月15日第九期全国人 民代表大会第三回会議通過中華人民共和国主 席令第31号、2000年7月1日より実施する) は、中国の法律文書を、憲法、法律、行政法 規、地方法規及び行政規則等に分けている。 そのうち、全国的範囲で施行されるものに

¹² http://www.sport.gov.cn/n16/n33193/index.html (2012年7月10日22:30筆者確認。)

^{13 「}全国人民代表大会は、憲法上は最高の国家権利機関で、国会に相当する。省、自治区、直轄市、軍の代表で構成されている。年1回開催され①憲法改正②基本的法律の制定・改正③国家主席・副主席の選出・免職④国家主席の指名に基づく首相、首相の指名に基づく閣僚の任命および免職⑤中央軍事委員会主席の選出と同委員会構成員の任免⑥最高人民法院長と最高人民検察院検察長の選出・免職⑦国民経済計画、国家予算の承認⑧戦争と平和の問題の決定—などを職権とする。」陳大文主編『法律基礎』(復旦大学出版社、2001年)74頁。

は、憲法、法律、行政法規、行政規則がある (立法法7条、56条、71条)。全国人民代表大 会とその常務委員会が中国の立法機関14であ る (憲法58条、立法法7条)。ここで制定さ れるものが狭義の「法律」である。さらに中 央政府である国務院(日本の内閣に相当)が 制定する行政法規がある。これは「条例 | 15 という名称のものが多い。上記以外に、国務 院の構成部門である部や委員会(日本の省庁 に相当)が制定する多数の規則がある。概念 としては「行政規則(中国語では「行政規 章|)|と呼ばれるが、実際には規則、意見、 通知、実施細則等の名称が付けられている。 全国的範囲では、上記法律文書の優先順位 は、憲法、法律、行政法規、行政規則の順で ある(立法法78条、79条)。省レベル、市レ ベルの行政区画内(表1-2参照)では、地方 法規が地方政府規則に優先する(立法法80 条)。全国と地方との関係では、憲法、法律、 行政法規が地方法規に優先し、地方法規と行 政規則とが矛盾する場合は、国務院から全国 人民代表大会常務委員会に裁定を求める(立 法法86条)。

(2) スポーツ関連法

中国のスポーツ法は、1995年8月29日に制 定された中国体育法(第8回全国人民代表大 会常務委員会第15回会議通過)を基本に、関 連する行政法規、中央文書、部門規章(行政 命令)、規範性文書および地方立法によって 階層化されている。また、中国のスポーツ法 は、生涯スポーツおよび競技スポーツに関係 する法令だけでなく、スポーツに関係する経 済、人事、資格、教育、宣伝、外交など広範 に規定されており、スポーツ法が体系的に整 備されている。

1) 中国体育法

中国体育法(1995年8月29日制定)は、中 国の建国以来はじめてとなる体育およびス ポーツに関する基本法であり、第1章総則、 第2章社会体育、第3章学校体育、第4章競 技体育、第5章体育社会団体、第6章保障条 件、第7章法律責任、第8章附則の全8章56 条から構成される。

中国体育法の特色としては、次のことがあ げられる。①学校体育、社会体育および競技 体育に活動領域が大きく分けられ、学校体育 とスポーツの両方が定められていること、② 体育社会団体に関する章を設け、体育総会や 中国オリンピック委員会などスポーツに関連 する団体について規定しており、行政による 振興策だけでなく民間のスポーツ団体の活動 を規定していること、③人権、倫理、ドーピ ング、仲裁、標章、国際交流など国際的なス ポーツ政策法規の動向を取り入れた規定があ り、かつ中国の体制にも適応した諸措置を定 めていること、④体育事業の計画経済への導 入と管理体制を定めている(3条)こと、⑤ 青年・少年・児童(5条)、少数民族(6条) の体育活動の保障、高齢者、障害者の体育活 動の奨励(16条)について定めており、人権 等に配慮した規定があること、⑥対外体育交 流の原則と関連する国際条約を遵守する原則 (9条)を定めており、国際交流が大きな政 策方針の1つとして掲げられていること、⑦ 社会体育活動の政策主体として、政府だけで なく、都市・農村 (12条)、企業・事業組織

¹⁴ 小口彦太・木間正道・田中信行・国谷知史著『中国法入門』95頁 [田中信行](三省堂、1992年)の図 を参照されたい。

^{15 「}条例」は、日本では、地方公共団体の立法に専用される名称となっているが、言葉の意味は、「条文 形式による規則」である。中国では、国務院令に用いられることが多い。もちろん国家レベルの行政 法則で、地方性法規と言われる地方法ではない。国務院以外の国家機関の行政法則は、「暫定弁法」、「細 則」などの名称を有するものが多い。しかし、これらの行政法則の名称は、法形式を区別する意味を 持たず、単にその内容を表示しているに過ぎない。

(13条)、労働組合(14条)、民族(15条)、高 齢者・障害者(16条)などの組織等構成単位 を定めていること、⑧教育行政部門および学 校教育上の構成部分としての体育を認め(17 条)、学校体育を必置とし(18条)、国家体育 鍛錬標準の実施および体育活動時間の保証を 定めており(19条)、また、課外体育活動お よび全校体育運動会の組織(20条)、体育教 師の配置と勤務・待遇面の保障(21条)、学 校体育施設・設備の設置および使途(22条)、 学生体格健康検査制度(23条)など諸措置を 定めていること、⑨第4章で競技スポーツに 関する具体的な諸規定を定めている。また、 優秀な選手の選抜養成だけでなく、専門職化 やキャリアサポートに配慮して職業資格等に 関する規定があること、⑩競技における公平 競争の原則、道徳の遵守、不正行為の禁止を 掲げており、また紛争が生じた場合の仲裁機 関の設置を定めている(33条)こと、印競技 会の名称、旗、マスコット等の標識など知的 財産の保護について定めている(35条)こと、 印第5章で社会体育団体を規定し、各種団体 の役割、組織、活動等について定めているこ と、③第6章の保障条件では、関連する予算、 税などが定められており、法律および計画の 実効性を確保する規定がある。例えば、地方 政府は、体育事業経費、体育基本建設資金を 財政予算および基本建設投資計画に組み入 れ、体育事業への投入を逐次増加しなければ ならず(41条)、体育行政部門は、健身、競 技等の体育活動を内容とする経営活動に対し て、その管理および監督を強化しなければな らない(44条)とされていること、⑭第7章 の法律責任では、規律違反、ドーピング違反、 八百長、賭博、不正流用、不法占拠等のそれ ぞれの違反行為に対する民事責任、行政責 任、刑事責任を定めていることなどである。

2) スポーツに関する行政法規、中央文書、 行政規則、規範性文書

スポーツに関する行政法規としては、国家体育鍛錬標準施行方法(1990年1月6日)、 学校体育工作条例(1990年3月12日)、中国来訪外国人登山管理方法(1991年8月29日)、 国務院弁公庁転発、国家体育総局、民政部、公安部の健身気功活動の管理に関連する問題についての意見通知(1999年8月29日)、オリンピック標識保護条例(2002年2月4日)、公共文化体育施設条例(2003年6月26日)、反ドーピング条例(2004年1月13日)、くじ管理条例(2009年5月4日)、全民健身条例(2009年8月30日)などがある。

スポーツに関する中央文書¹⁶としては、中 共中央国務院、青少年の体育の強化及び青少 年の体質の増強に関する意見(2007年5月7日)、国家体育総局、民政部、公安部の健身 気功活動の管理に関連する問題についての意 見(1999年8月29日)、国家体育委員会、県 級体育事業の改革の深化及び発展の加速についての意見(1996年11月25日)、全民健身計 画綱要(1995年6月20日公布)、中共中央国 務院、新時期体育工作の強化改進についての 意見(2002年7月22日)などがある。

スポーツに関する行政規則(部門規章)としては、社会体育指導員技術等級制度(1993年12月4日)、体育統計工作管理方法(1991年12月6日)、体育事業第15期計画(2006年7月11日)、体育道徳建設の強化に関する意見(2002年11月18日)、2001-2010年体育改革発展綱要(2000年12月15日)、全国自動車競技管理規定(2001年10月12日)、全国的体育社会団体暫定管理方法(2010年2月3日)などがある。このほか、規範性文書として、仲裁委員会条例(1982年7月29日公布)などがある。

¹⁶ 中央文書とは国務院あるいは中国共産党・党中央(中共中央)各部門が制定した文書であり、中央政府の文書ではなく、党中央の文書のことである。行政法規ではないため、法的効力はないが、中国共産党あるいは中共中央各部門のある時期の綱領、路線、発展方針、総括的な政策を制定するものである。

(3)中華人民共和国教育法

学校体育に関しては、中華人民共和国教育 法(1995年3月18日制定)第44条は、教育、 体育、衛生の行政部門、学校およびその他の 教育機関が体育、衛生保健施設を整備し、学 生生徒の心身の健康を守らなければならない ことを定めている。また、学校体育について は、学校体育工作条例(1990年3月12日公布) によって、体育に関する教育課程、課外体育 活動、放課後の体育訓練・競争、体育教師、 体育施設、組織・管理、奨励・罰則などが定 められている。

4 スポーツ基本計画

(1) 中国体育事業第12期5ヵ年計画

国家体育総局は、2010年に「中国体育事 業第12期5ヵ年計画(草案) を打ち出し、 翌2011 年には草案を修正し「第12期5ヵ年 計画 | を制定した。「5ヵ年計画 | では、情 勢分析を踏まえた上で、その後5年間のス ポーツ振興のための指導思想、全体目標、基 本原則が指摘され、「大衆体育(群众体育)| (国民スポーツ)、「競技体育」(競技スポー ツ)、「体育産業 | (スポーツ産業)、「体育改革 | (スポーツ改革)、体育法制 (スポーツ法制) の建設、体育・教育、科学研究、人材養成、 体育・スポーツの宣伝・交流等の面における 政策方針が定められている。国家体育総局 は、さらに具体的な各分野の専門的な発展計 画を制定し、各分野の情勢と任務を分析する と共に、推進の目標と任務を明確にし、具体 的な振興策と措置を定めている。例えば、第 11期5ヵ年計画の期間中だけでも、「第11期 5ヵ年計画群衆体育事業発展計画 | 「競技体 育第11期5ヵ年計画 | 「体育産業第11期5ヵ 年計画 | 「体育法制建設第11期5ヵ年計画 | 「第11期5ヵ年計画全国体育人材部隊建設計 画 | などが策定された。

(2) 国際競技力向上施策

1) オリンピック・メダル争奪計画17

「競技体育」(Champion Sports) とは、金メ ダルを獲得し、優秀な成績を収めた高いレベ ルの選手が行うスポーツのことを指してい る。2002年に国家体育総局は、それまでの 1994-2000年の「オリンピック・メダル争奪 計画 | に続いて、新しく2001-2010年の「オ リンピック・メダル争奪計画 | を発表した。 国家体育総局は、2010年に「中国体育事業第 12期5ヵ年計画(草案)|を打ち出し、翌 2011年には草案を修正し「第12期5ヵ年計 画 | を制定した。「5ヵ年計画 | では、情勢 分析を踏まえた上で、その後5年間のスポー ツ振興のための指導思想、全体目標、基本原 則が指摘され、「大衆体育(群众体育)」(国 民スポーツ)、「競技体育」(競技スポーツ)、 「体育産業 | (スポーツ産業)、「体育改革 | (ス ポーツ改革)、体育法制(スポーツ法制)の 建設、体育・教育、科学研究、人材養成、体 育・スポーツの宣伝・交流等の面における政 策方針が定められている。国家体育総局は、 さらに具体的な各分野の専門的な発展計画を 制定し、各分野の情勢と任務を分析すると共 に、推進の目標と任務を明確にし、具体的な 振興策と措置を定めている。例えば、第11期 5ヵ年計画の期間中だけでも、「第11期5ヵ 年計画群衆体育事業発展計画 | 「競技体育第 11期5ヵ年計画 | 「体育産業第11期5ヵ年計 画 | 「体育法制建設第11期5ヵ年計画 | 「第11 期5ヵ年計画全国体育人材部隊建設計画 | な どが策定された。

中国は、2008年の北京オリンピック大会で 51個の金メダル、21個の銀メダルを獲得し、 獲得したメダルの総数は100個という好成績 を収めた。2010年の広州アジア競技大会でも 好成績を収め、199個の金メダル、119個の銀 メダルを獲得し、メダルの総獲得数は416個 に達した。このようにして「オリンピック・メダル争奪計画」の各項目の目標は達成されている。

2)優秀運動選手奨学金·学業助成金試行方 法

文化教育の面についてみると、中国のス ポーツシステムにおいては、小学校、中学校、 高校(中等専門学校)、大学という通常の教 育システムルートとは異なるレベルを含む運 営システムが形成されており、文化的素質が 高いスポーツの人材が育成されている。2003 年11月に中華全国体育基金会は、国家体育総 局が公布した「優秀運動選手奨学金・学業助 成金試行方法 | に基づき、全国的に優秀なス ポーツ選手には、高等学歴教育と職業訓練に 対する奨学金や学業助成金制度に入ることを 推奨している。2007年末の時点において、合 計5.475名のスポーツ選手が中華全国体育基 金会の助成金を獲得し、助成金の総額は、 2,586.2万元(約3億1,000万円)となってい る¹⁸。

3) 新時代のスポーツ業務の一層の強化・改善に関する意見

中国におけるスポーツを継続的に発展させるため、中国政府はスポーツを保護し、奨励する様々な政策を導入している。2002年7月に国務院は「新時代のスポーツ業務の一層の強化・改善に関する意見」を打ち出し、スポーツ、財政、人事、労働保障等の部門に対して、アマチュアの優秀なスポーツ選手が現役を引退した後の受け皿に関する政策措置を検討・制定すること、優秀なスポーツ選手を奨励するメカニズムと傷害保険制度をできる限り早期に確立すること、スポーツ選手の現役引退後の不安を解消することを求めている。

(3) スポーツの保護関連施策

ドーピングに関する施策として、中国アン チ・ドーピング機構 (China Anti-Doping Agency: CHINADA) が設けられている。同機 構は、国家体育総局の管轄のもと、2007年に 設立された中国の国内ドーピング防止機関で ある。同機構は、北京オリンピックセンター に設置されており、ドーピングのコントロー ル、検査、分析、研究を任務としている。同 機構が設立される前は、1989年にドーピング 分析研究所(Doping Analytical Laboratory)が 設置されていた。その後、1993年に中国オリ ンピック委員会アンチ・ドーピング委員会 (Chinese Olympic Committee Anti-Doping Commission) が設置されたが、国家体育総局お よび中国オリンピック委員会が責任を分担し て、現在の中国アンチ・ドーピング機構が設 置されることとなった。

事故補償・安全対策・保険関連施策として は、2002年に国家体育総局からの委託を受け て、「中華全国体育基金会」が全国の優秀な チームを対象として、優秀なスポーツ選手に 対する傷害互助保険制度を実施している。保 険待遇の基準は、特等から11等級までの12級 に区分され、特等は30万元(約360万円)、11 等級は2.000元(約2万4.000円)となってい る。2006年末の時点において、累計の加入者 は8万6,478人で、累計の支払者数は6,865人、 累計の支払金額は1.930万元(約2億3.200万 円)となっている19。さらに、2006年には国 家体育総局、財政部、労働・社会保障部が、 「スポーツ選手に対する社会保障業務の一層 の強化に関する通知 を制定・公布した。こ れによって、中国の優秀なスポーツ選手に対 する保障事業は、1つの新しい段階に入った といえる。

¹⁸ 徐慎『中国社会保障体制改革』(経済科学出版社、2009年) 13頁。

¹⁹ 徐慎『中国社会保障体制改革』(経済科学出版社、2009年) 13頁。

(4) スポーツ産業関連施策

1) スポーツ産業の発展に関する指導意見等 の策定

スポーツ産業(中国語では「体育産業」と いうが、本項ではスポーツ産業と訳す)につ いては、1993年に旧国家体育運動委員会が、 「スポーツ市場の育成、スポーツ産業化の進 展の加速化に関する意見 | を公布すると共 に、第1回全国スポーツ産業業務会議を開催 し、中国においてスポーツ産業の重要性が認 識されはじめた。また、国家体育運動委員会 は、1994年の「1994-1995年度スポーツくじ 発行管理方法」と「スポーツ市場管理の強化 に関する通知 | の中で、スポーツくじとス ポーツ経営をスポーツ産業の主要な内容とし て法制管理の対象に組み込んだ。1995年に は、「スポーツ産業発展綱要(1995~2010)」 が発表され、中国のスポーツ産業発展の指導 的思想、目標、政策的措置が提起された。 2000年に国家体育総局から、「2001~2010年 体育改革と発展綱要」が公布され、今後10年 のスポーツ産業の発展目標、基本的戦略およ び WTO 加盟後の発展戦略が提起されてい る。また、2006年12月に国家体育総局が発表 した「スポーツ産業『11期5ヵ年』計画|で は、「11期5ヵ年」の期間中の中国のスポー ツ産業の発展が直面する情勢が分析され、当 該期間中のスポーツ産業の発展の原則と目標 が指摘されている。さらに2008年6月の「ス ポーツ及び関連産業分類(試行) により、 スポーツ産業の統計が国家の統計に組み入れ られるようになった。2010年3月には国務院 弁公庁から「スポーツ産業の発展に関する指 導意見 | が発表され、スポーツ産業を発展さ せるための意見と措置が提起されている。こ れは中国のスポーツ産業に対するもっとも権 威のある初めての政策であり、中国のスポー ツ産業に欠けていた国家政策が示されること

となった。

上述の一連の政策による指導のもと、中国 のスポーツ産業は急速に発展した。2008年に 中国のスポーツ産業は、付加価値1.554億 9,799万元(約1兆8,659億6,400万円)を実現 し、当該年度の国内総生産(GDP)に占める 割合は0.52%となった²⁰。

2) 国家職業資格証書制度

国家体育総局は、2004年6月に「職業技能 検定指導センター」を設立した。これは、ス ポーツ業界における国家職業資格証書制度を 推進し、全国的規模でスポーツ業界に特有な 職業の職業技能検定業務を実施するためのも のである。現在、国家職業分類大典(国が認 める職業の一覧) にリストアップされている スポーツ業界に特有な職業としては、社会体 育指導員 (social sports instructors)、スポーツ 施設整備士(体育场地工)、スポーツマネ ジャー(体育経済人) およびライフセーバー (游泳救生员) がある。以前は、社会体育指 導員は、一貫して公益的な役務を提供する要 員であったが、職業技能検定指導センターが 設立されたことに伴い、社会体育指導員は一 つの職業とされるようになった。職業として の社会体育指導員は、スポーツ指導の専門化 と職業化のレベルを向上させるだけでなく、 引退したスポーツ選手を受け入れる重要な受 け皿ともなっている。

5 スポーツ選手の育成システムと引退

(1) スポーツ選手の育成システム

中国におけるスポーツ選手は国家が育て、 国家のために競技を戦い、その成果は国家に 帰することが原則となる。そのために、国家 は彼らに基本的な衣食住と豊かな練習環境、 **指導者を提供する。最終目標はオリンピック** であり、そこで金メダルを取って、中国の威 光を世界に示すことである。選手たちがしば しば口にする「祖国争光」という言葉が、そ れである。

いわゆるスポーツエリートは幼いころに選 抜される。ある指導者に聞くと21、彼は休日 などに公園などを訪れ、遊んでいる子供たち を観察するそうである。子供たちが跳んだ り、走ったりする様子を見れば、その筋肉の 使い方で、才能の有無はすぐに分かる。これ だという子供を見つければ、保護者とコンタ クトをとるのである。そして、地方の「業余 体育学校 | といわれるスポーツ専門学体育技 術学校と呼ばれる専門学校に入学すれば、彼 らはスポーツエリートへの第一歩を踏み出し たことになる。以前は、この体育学校は毎日 休みなく、運動教育のみが行われていたよう だが、現在は、午前中、教科教育を行い、午 後から体育(すなわち彼らの専門)の授業と いうパターンが多い。

体育学校で選抜された優秀な選手達は地域ごとに集められ、地域代表選手として指導を受けることになる。いわゆる省・市代表チームである。そして、優秀な選手は、今度は北京に召集され、栄えある「国家チーム」の一員として、超一流のスポーツ英才教育を受けることになる。オリンピックや世界選手権などに出場できるのは、基本的にはこの国家チームの選手であり、アスリートを志す若者は、この一握りのグループを目指して日夜努力するというわけである。

この「体育学校」→「省・市代表」→「国家代表」というピラミッド型の選手育成システムを「三級制度」と呼んでおり、中国のアスリート養成の基本となっている。この三級制度は、何をおいてもオリンピックで金メダルを取るためのものであり、そのための「挙国体制」といえる。そして、このピラミッドに入れない者は、基本的にはアスリートの道か

ら遮断され、スポーツとはほとんど縁のない 生活を送ることになる。

(2) スポーツ選手が引退する主な原因

スポーツ選手が引退する主な原因としては、①種目によって引退年齢制限があること(例えば、サッカー選手の引退年齢制限は35歳である)、②傷害・障害のためにスポーツの練習や試合に参加できなくなったこと(最も主要な原因の一つである)、③新人のために席を譲って、コーチに転向する場合(例えば、優秀な卓球選手が多く、若い卓球選手のために引退してコーチになることは珍しくない)、④スポーツの成績が伸びなやみ、将来のために自発的に引退して大学に進学する場合、⑤国家の法律・スポーツチームの紀律に違反したスポーツ選手が、所属する体育局から辞めさせられる場合などがある。2。

(3) スポーツ引退選手再就労支援に関連する法規・規則

スポーツ選手が現役を引退した後の受け皿 の面についてみると、2002年9月に国家体育 総局と中央機構編成委員会弁公室(中央政府 のことである。以下は中央編弁を略す)が作 成し、教育部、財政部、人事部、労働・社会 保障部が共同で「引退選手の就職と職場に配 属されることに関する意見 を策定し、現役 を引退したスポーツ選手の再就職に関する業 務を推進した。そして、2003年に国家体育総 局は、財政部、人事部と共同で「自主的に職 業を選択するスポーツ選手の経済補償規則 | を策定するなど、市場経済の条件のもと、現 役を引退した優秀なスポーツ選手の再就職に 伴う金額を示すといった新たな方法を試みて いる。さらに、2006年、2007年、2010年にも、 引退選手再就労支援制度について関連行政規 則が発布された。

²¹ 筆者がある地方の体育専門学校の先生に電話でインタビューした内容である。

²² 張宜龍「新時代退役運動員再就労的現状」『南京体育学報』2004年、19頁。

- 中国におけるスポーツ引退選手 再就労支援に関連する法規・規 削
- 引退選手の就職と職場に配属されるこ とに関する意見23

(1) 本意見の意義

2002年9月29日に国家体育総局、中央編 弁、教育部、財政部、人事部、労働保障部は、 「引退選手の就職と職場に配属されることに 関する意見」を共同発布した。本意見は、「中 国体育法」の関連諸規定に基づいて、社会主 義市場経済体制に適応させたスポーツ事業の 発展およびスポーツチームの育成強化によっ て、スポーツ選手が競技に専念できるように し、スポーツ選手がスポーツ事業に積極的に 参加すること、およびスポーツ技術レベルを 高めることを促進するため、国務院の許可を とって制定したものである24。

(2) 引退選手再就労支援制度の主な内容

1) 地方各級の人民政府と関連部門は、退役 選手の就職と職場配置を非常に重視し、 確実にしっかりと行うべきである。

スポーツ選手は、各類のスポーツイベント において国家の栄誉のために戦い、社会主義 精神文化の構築と民族精神の鼓舞に大きく貢 献した。引退選手の就職と職場配置を適切に 行うことは、スポーツチームの育成、スポー ツの予備人材の確保、スポーツ技術の向上と スポーツ事業の持続的発展の前提条件であ る。したがって、地方各級の人民政府と関連 部門は、引退選手の就職と職場配置を非常に 重視すべきである。地方政府は主導的役割を 十分に発揮し、引退選手の就職と職場配置に ついて優遇措置と諸施策を制定し、各地の実 態に則して引退選手の就職と職場配置に関す

る政策と規定を整備するとともに、積極的に 社会主義市場経済体制の要求に適した引退選 手の就職と職場配置の新しい構想と方法を探 求し、就業ルートを拡大すべきである。各級 の人事、機関編制、労働保障、財政、教育お よび体育に関する部門は、法律と行政的手段 を十分に活用し、引退選手の就業サポートを 堅実かつ強力に推し進めるべきである。

2) スポーツ選手の社会保障制度と就職育成 訓練制度を構築し、より完備したものと すべきである。

この目標を達成するために、①スポーツ選 手のための社会保障制度を改善する。スポー ツ選手は、選手になる際の年齢が若く、選手 として活躍できる期間も短い。また、スポー ツ選手の心身の負担は大きく、傷病や障害を 負うことも珍しくない。こうした職業的な特 徴を考慮し、また社会保障制度全体から見 て、国家体育総局と関連部門は、実行可能な スポーツ選手のための社会保障政策・規定を 制定すべきである。これによって、スポー ツ選手は、労災保険の規定と基準に従った処 遇を受けることができるようになる。そのた めに必要な財源は、スポーツ選手の所属する 部門全体から計画的に徴収すべきである。② 引退したスポーツ選手のために、職業訓練・ 育成訓練制度を設立する。関連する育成訓練 機関は、引退選手の職業技術の育成訓練を積 極的に支援する。各級教育・労働保障部門 は、引退選手の職業訓練・育成訓練に積極的 な支援を行う。

3) 積極的な環境整備および就職・職場配置 のルート拡大によって、引退選手の自主 的な職業選択を奨励する。

まず、①引退選手の就職や職場配置は、社

²³ http://www.law-lib.com/law/law view.asp?id=42512 (2012年7月10日19:30筆者確認) を参考とした。

²⁴ 李大新「運動員的社会保障」『広州体育学院学報』2006年、23頁。

²⁵ 李大新「運動員的社会保障」『広州体育学院学報』2006年、23頁。

会主義市場経済体制における需要と労働人事制度の改革発展に適応すべきである。各級の教育、人事、労働保障、スポーツ部門は、積極的に快適な環境を整備し、引退選手の再就労ルートを拡大すべきである²⁶。特にスポーツ部門は、スポーツ選手に対し職業観の転換に必要な教育を行い、スポーツ選手が自発的に社会の需要に適応できるように導き、労働市場を通して自主的に職業に就くように引退選手を励ますべきである。スポーツ宝くじの公益金で設立したスポーツ施設等は、優先的に引退選手を適切な職場に就職させることができる。

つぎに、②引退選手が大学に進学し、大学卒業生としての就職ルートを通じて就業するよう奨励する。全国のスポーツ試合の上位3名、アジアのスポーツ試合の上位6名、世界のスポーツ試合の上位8名を獲得した引退選手あるいは球技種類の集団種目のスポーツ健将、武術種目の武英級28とその他の種目の国際級のスポーツ健将の称号を獲得した引退選手は、大学に試験免除によって入学することができる。また、大学は特別な入学試験や予科のような形で、引退選手を募集して入学させることができる。

さらに、③引退選手のために積極的に仕事の持場を創造する。このようにしてスポーツ業界で増加した新しい職場については、優先的に引退選手を募集し、積極的に引退選手が地域のスポーツサービス業、地域スポーツ指導員、体育教師、下部体育学校の監督に従事するように導く。そして、全国のスポーツ試合の上位3名、アジアのスポーツ試合の上位6名、世界のスポーツ試合の上位8名を獲得

した引退選手あるいは球技種類の集団種目のスポーツ健将、陸上競技種目のスポーツ健将、武術種目の武英級とその他の種目の国際級のスポーツ健将の称号を獲得した引退選手については、スポーツ部門を通じて大学に推薦し、大学は審査の上で大学のスポーツ教師などの仕事をさせることができる。

そのほか、④積極的に引退選手が自主創業 あるいは個人経営に従事するよう奨励する。 地方各級の人民政府は政策上支援し、金融機 関は適切なローンを提供し、商工業の行政管 理部門は直ちに営業許可証を交付する。

4) スポーツ選手に対する文化教育を強化して、引退選手自身の素質を高め、就職の ための基礎を固める。

まず、①引退選手の就職問題を根本的に解決するためには、スポーツ選手の科学的な文化教養の程度を高め、競争に必要な実力を強化することが必要である²⁰。教育行政部門は、スポーツ選手の文化学習の状況を正確に把握するとともに、スポーツ選手に対する系統的な文化教育の実施力を強化し、スポーツ選手の科学的な文化水準を高める。そのためには、スポーツ選手の特徴に合わせた教育課程・教育内容を研究し、スポーツ選手がトレーニングや試合を全うしながら、9年制の義務教育を受けられるように制度設計する。スポーツ選手の所属部門は、スポーツ選手が文化学習の時間を確保できるような学習環境を保証しなくてはならない。

②各種のスポーツ学校は、スポーツ選手のための職業教育を積極的に展開し、スポーツ選手にスポーツ専門卒業証書とスポーツ技術種目の等級資格を取得させるなど、引退後に

²⁶ 肖錄「我国專業運動員参加失業保険的必要性和可行性研究」『南京体育学院学報』2004年、8頁。

²⁷ スポーツ健将は国家が授けるスポーツ選手の最高の称号である。国家級健将と国際級健将の二種類がある。

²⁸ 武英級とは、国家が授ける武術選手の最高の称号である。

²⁹ 李大新「運動員的社会保障」『広州体育学院学報』2006年、23頁。

スポーツ業界で就職するために必要な準備を 行う。さらに、優秀な選手については、外国 語能力と組織・管理能力を高める。そのほ か、他の職業技能学校に依頼し、就職に関連 する職業技能の育成訓練を行って貰ったり、 各種の社会実践に参加させて選手に多様な技 能を修得させたりする。

③スポーツに関連する各級の指導者は、ス ポーツ選手の文化教育を非常に重視すべきで ある。各級指導者の審査範囲の中に、スポー ツ選手の文化教育の育成を組み入れる。さら に、スポーツ選手の文化学習を、コーチや教 師、管理者の業績と連結させて、スポーツ選 手の育成に役立てる。

(3) 適用対象

本意見の適用対象は、正式の募集手続きを 経て採用され、スポーツ選手の基礎手当と成 績手当を支給されているスポーツ選手であ る。プロ選手を含まない。

自主的に職業を選択するスポーツ選手 の経済補償規則30

(1) 本規則の意義

2003年8月20日に国家体育総局、中央編 弁、教育部、財政部、人事部、労働保障部の 6つの部門は「中国共産党中央委員会、国務 院が新時代のスポーツ工作を強化・改革に関 する意見 | (中発「2002] 8号) と「引退選手 の就職と職場に配属されることに関する意 見 | (体人字「2002」411号) に基づいて、ス ポーツ選手の自主的な職業選択を奨励するた め、「自主的に職業を選択するスポーツ選手 の経済補償規則 | を発布した。その目的は、 社会主義市場経済体制の改革とスポーツ事業 発展の需要に適応し、自主的に職業を選択す る引退選手に対しては経済的な補償を行い、 引退選手が自主的に職業選択を行うよう奨励 することである。そして引退選手の就職ルー トを拡大し、スポーツ選手が安心できる環境 を整備することによって、スポーツ事業の持 続可能な発展を促進することである31。

(2) 基本原則

本規則の基本原則は、①社会主義市場経済 体制と人事制度改革の需要に適応するととも に、各地区の社会経済の発展水準に適応する こと、②積極的な条件整備により就職ルート の拡大を図り、引退選手の自主的な職業選択 を奨励することによって、スポーツ選手の引 退後の生活が滞ることのない社会構造を創設 し、スポーツ事業の持続可能な発展を促進す ること、③優秀なスポーツ選手を鼓舞する体 制を整備し、スポーツ選手の成績向上・貢献 度向上を奨励することによって、スポーツ チームの安定を維持すること、④自主的に職 業選択をした引退選手と他の形で就職した引 退選手との関係、および社会各方面における 関係を正しく処理し、社会の安定を維持する ことである32。

(3) 適用対象

この規則の適用対象となるのは、正規の手 続きにより募集・採用され、各スポーツチー ムの正規の人事関係に属し、選手基礎手当と 選手成績手当の支給を受けていた引退選手で ある。もっとも、引退選手本人が自主的に就 職することを要求し、定められた期間内に人 事関係の手続をしたときに限り、経済的補償 が1回だけ受けられるにすぎない。これに対 し、①組織を通してスポーツチームに残り、 教師になれる優秀な引退選手、②組織が政府

³⁰ 中国体育総局のホームページの記述を参考に、筆者がその内容を記述したものである http://www.sport. gov.cn/n16/n1077/n1467/n1602/n31913/161802.html (2012年7月11日07:30筆者確認)。

³¹ 肖鋒「我国專業運動員参加失業保険的必要性和可行性研究」『南京体育学院学報』2004年、8頁。

³² 張宜龍「新時代退役運動員再就労的現状」『南京体育学報』2004年、19頁。

機関、事業体に配置した引退選手、③解雇させられたあるいは刑事処分を受けた引退選手、④組織の指示に従わず、個人的理由でトレーニングをやめることを要求する引退選手は、適用対象の範囲から除外される33。

(4)経済的補償の基準

自主的に職業を選択する引退選手に対して は、従来の引退補助ではなく、1回限りの経 済的補償金を支給する。経済的補償の金額 は、スポーツ選手の在籍した年数、スポーツ 選手としての成績、選手本人の引退前の給 料・待遇などを基に、各地の人事、財政、ス ポーツ行政部門が各地の実情を比較検討して 定める。この経済的補償金は、各地のスポー ツ行政主管部門から支給される。経済的補償 金は基礎安置金、在籍年数補償金、スポーツ 成績奨励金の3種類の金銭給付で構成されて いる。その具体的な補償金の算定基準は、① 基礎安置金、すなわち自主的に職業選択をす る引退選手がスポーツチームとの契約を解除 した場合に、家庭の安定と基本的な職業技能 の習得や育成訓練などのために交付される補 償金については、各省、自治区、直轄市が、 前年度における年間の平均収入を参照して自 主的に確定することができ、最低でも1万元 (約13万円)以上34とされている。つぎに、 ②在籍年数補償金、すなわち自主的に職業選 択をする引退選手が、スポーツチームに在籍 しトレーニングをしていた期間において、身 体の極限に挑戦して身体を傷つけてしまった ことに対する補償金については、選手本人の 在籍した年数と引退前に支給されていた選手 基礎手当の水準とを参考に、在籍年数が1年 に達しているときは4カ月の基礎手当を支給 する(在籍した年数は国家の関連規定によっ

て計算する)。最後に、③スポーツ成績奨励金、すなわち、自主的に職業選択をする引退選手が、在籍訓練期間中に、世界3大大会(オリンピック、世界選手権大会、ワールドカップ)、アジア3大大会(アジアスポーツ大会、アジア選手権大会、アジアカップ)、全国スポーツ大会と全国年度試合および全国規模の総合的な試合で、優秀な成績をおさめた場合に支給される。スポーツ選手が好成績を数多くおさめ貢献するように奨励するため、具体的基準は各地区の現状により定められるが、最低でも5千元(約6万5千円)以上とされている。

(5) 財源

自主的に職業選択をする引退選手の経済的 補償は、各地区人民政府の年度予算から70% が支出される。残り30%は各スポーツ行政部 門が自分で調達するか、社会的な寄付金や宝 くじなどの公益金などの方法で調達すること とされている。各地区人民政府スポーツ行政 部門は、次年度の引退選手の状況によって、 自主的に職業選択する引退選手のための経済 的補償について特定資金の予算を組み、各地 区財政部門の審査を受けた上で、次年度の部 門予算に計上する。

3 スポーツ選手に対する社会保障業務の 一層の強化に関する通知³⁵

(1) 本通知の意義

2006年12月、国家体育総局、財政部、労働・社会保障部の3部門は、「中国共産党中央委員会、国務院が新時代のスポーツ工作を強化・改革することに関する意見」(中発[2002]8号)と「引退選手の就職と職場に配属されることに関する意見」(体人字

³³ 張官龍「新時代退役運動員再就労的現状」『南京体育学報』2004年、19頁。

³⁴ 中国2003年の都市部住民一人の平均年間収入は9061.22元(約12万5千円)である。

³⁵ 本通知の内容は、http://www.chinabaike.com/law/zy/bw/gwy/ty/1374242.html (2012年7月10日18:30筆者確認)を参考に、筆者が記述したものである。

[2002] 411号) に基づいて、安心してスポー ツに専念できる環境の整備および国家のため のスポーツ選手の敢闘精神の高揚のため、ス ポーツ選手のための社会保障を真剣に実施す るため、「スポーツ選手に対する社会保障業 務の一層の強化に関する通知 | を発布した。 スポーツ選手のための社会保障を着実に実施 することは、優秀なスポーツ選手の育成と競 技スポーツの発展に有効に働く。それゆえ、 各関係部門は有効な措置をとって、社会保障 においてスポーツ選手が抱えている実際的な 諸問題を解決することが重要である36。

(2) 本通知の内容

各級のスポーツ行政・財政・労働保障部門 は、社会保障システムの創設と改革の過程に おいて、各級管理機関の原則に従って、ス ポーツチームと契約している個々の優秀なス ポーツ選手(以下、"スポーツ選手"と略す) を、各地の社会保障制度の枠組みに組み入れ る。スポーツ選手の社会保険に関する基礎的 な人事档案37を整え、スポーツ選手が引退し た後、新しい職場における社会保険制度を適 用する。さらに、各スポーツ行政部門の雇用 契約を結ぶことのできない試訓スポーツ選 手38 (入団テストスポーツ選手)の医療、労 働災害などの社会保険の問題を解決する。

(3) スポーツ選手のための社会保険

1) 年金保険

スポーツ選手の所在地が、すでに事業体の 年金保険の改革実験を展開している場合に は、選手の所属する部門は、年金保険者に手 続きを申請して、基本的な年金保険に加入す べきである。試訓スポーツ選手は、入団テス トの期間中は基本年金保険に加入することは できないが、雇用契約を結んだ後、所属部門 は基本年金保険の手続を申請して、試用期間 を含め雇用契約を締結した月に遡って基本年 金保険に加入させ、入団テストの期間中の年 金保険料も計算して追納すべきである。

2) 医療保险

スポーツ選手と所属部門は、国家と各地の 関連規定に従って、従業員基本医療保険に加 入し、規定に従って保険料を納付する。この 基本医療保険加入にあたって、経済状態の良 い地区では、スポーツ選手のための補充医療 保険39を設立することができる40。

3) 失業保険

スポーツ選手と所属部門は、「失業保険条 例 に従って失業保険に加入し、規定された 保険料を納付する義務を履行しなければなら ない。所属部門とスポーツ選手の雇用契約が 解除された場合、解除の日から7日以内に各 地の労働保障部門に届出をしなければならな い。就業していない引退選手は、勤務先の発

³⁶ 王方玉「退役運動員基本権利保障分析」『体育与科学』2008年、36頁。

³⁷ 人事档案とは、個人情報記録書の通称である。所属する職場や団体の人事担当部署で保管されるもの で、個人の経歴のほか出身階級、本人の所属階級、政治とのかかわり、知人・親族関係などが記入さ れている。

³⁸ 試訓スポーツ選手とは、各スポーツチームに入って、人事関係は各スポーツ行政部門に属し、一部の スポーツ手当を貰っているが、各スポーツ行政部門の雇用契約を結ばない状態で訓練している者のこ とである。各スポーツチームによるテストに参加し、成績優秀な試訓スポーツ選手は、各スポーツ行 政部門の雇用契約を結ぶことができ、基本スポーツ手当や成績手当などがもらえる。

³⁹ 補充医療保険は、企業補充医療保険、商業医療保険と地域医療保険など多様な形を含む。基本医療保 険とは異なり、補充医療保険は強制適用ではなく、企業と個人が自発的に加入するものである。補充 医療保険に加入すれば、医療保険項目が増加し、医療保障レベルを高めることができる。

⁴⁰ 韓新君「運動員権利問題研究」『法学論壇』 2007年、25頁。

行した雇用契約解除証明書を持参して、戸籍 所在地の労働保障部門に失業登録を行えば、 就職に関わるサービスを享受することができ る。「失業保険条例」の条件に合う選手は、 関連機関から定額の失業保険金の支給を受け ることができる。

4) 労災保険

各級の関連部門は、できる限り速やかにス ポーツ選手を各地の労災保険に組み入れるよ うに、積極的に協力し合うべきである。各級 スポーツ行政部門は、評定されたスポーツ選 手の障害状態を再査定し、労災保険の条件に 適合する選手については、規定に従った労災 保険の処遇を行うべきである。各級の労働保 **障部門は、管轄する地区のスポーツ部門が納** 付する労災保険料を合理的に定め、労働障害 を鑑定する専門家の中にスポーツ医学の専門 家を配置すべきである。今後は、スポーツ選 手の障害等級は労働保障部門が統一的に評定 することになっており、各級のスポーツ部門 は、スポーツ選手の障害等級の評定をするこ とができなくなる。スポーツ行政部門と労働 保障行政部門は、スポーツ選手の回復・治療 のために、積極的に研究を展開していくべき である。

(4) スポーツ選手が引退するときの社会保 険関係の変更

スポーツ選手が引退するとき、スポーツ選手の所属部門は、労働・社会保障部などの分野について、「従業員は事業体と企業の間で移動する時の社会保険関係の処理意見に関する通知」に従って、スポーツ選手の各種の社会保険関係を変更すべきである。

(5) 試訓スポーツ選手の社会保険

試訓スポーツ選手の入団テスト期間中、各訓練部門は、選手が初めて入団した日から30日以内に、所在地の社会保険機関における試訓スポーツ選手の基本医療保険と労災保険に選手を加入させる。保険料は、所属部門が全額納付し、試訓スポーツ選手は保険料を支払わない。試訓スポーツ選手については、基本医療保険に個人口座は開設されない。雇用契約を結ばない試訓スポーツ選手については、訓練を停止した月の翌月から、所属部門は基本医療保険と労災保険の保険料を支払うことができなくなる。試訓スポーツ選手が勤務していた職場がある場合には、元の勤め先で社会保険に加入し、規定された処遇を受けることになる。

4 スポーツ選手を招聘して任用する暫定 的な方法⁴¹

(1) 本方法の意義

2007年8月31日に国家体育総局、教育部、 公安部、財政部、人事部、労働保障部の6つ の部門は、国務院が発布した「人事部の事業 体人員雇用制度の試行意見に関する通知 | (国 務院弁公庁「2002] 35号) と人事部が発布し た「事業体の公開招聘の臨時規定」(人事部第 6号令) に基づいて、「スポーツ選手を招聘し て任用する暫定的な方法 | を発布した。スポー ツ選手の招聘任用制度の目的は、スポーツ選 手の育成制度について重要な改革を行うこと、 スポーツ事業の持続可能な発展を促進するこ とである。スポーツ選手の科学的な人事管理 の制度化・法制化を強化し、それによってス ポーツ選手の合法的な権益を保障し、スポー ツ選手の招聘・育成・引退について規範を定 めることができる42。本方法は、各省レベル 以下の優秀なスポーツ選手を対象としている。

⁴¹ この方法の内容は、中国体育総局のホームページの内容を参考に、筆者が記述したものである。 http://www.tyrc.gov.cn/info.ycs?GUID=1473 (2012年7月11日09:30筆者確認)

⁴² 楊奇字「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』2009年、34頁。

本方法の対象となるスポーツ選手は、スポー ツのトレーニングと試合に参加し、試訓ス ポーツ手当あるいはスポーツ手当の支給を受 けている選手であり、試訓選手も含まれる。

(2) 引退選手再就労支援制度に関する重要 な内容

①各級スポーツ行政部門は積極的に条件を 整備し、引退選手の就職ルートを拡大すると ともに、引退選手の仕事や生活に関心を持た ねばならない。②優秀なスポーツ選手が引退 した場合、公安、人事、労働などの部門はス ポーツ部門と協力して、引退選手の戸籍や人 事書類、社会保険関係の変更手続きをしなけ ればならない。③優秀なスポーツ選手が引退 する際、引退選手は本方法の規定に従って引 退手当、または自分で自由に職業を選択する 際の経済的補償金を受け取ることができる。 本方法の規定する条件に適合する選手は、大 学に入学することができる。④選手が引退し た場合、新しい職場において給料支給と社会 保険加入が行われる。大学に入学した選手の ための社会保険制度は、国家の関連規定に よって定められる。(5)障害等級を鑑定された 引退選手の場合には、その処遇は労災保険の 関連規定によって行われる。なお、契約を解 除することのできない選手については、ス ポーツ部門が、適切な方法で、その生活や仕 事などの問題を解決すべきである。⑥各種の スポーツ事業体は、スポーツ作業員を招聘す る際、良い成績をあげた引退選手を直接審査 する方法で招聘することができる。同じ条件 であれば、引退選手を優先的に任用する。宝 くじなどの公益金でできたスポーツ施設の場 合、所属部門は、仕事の持ち場の一定割合に ついて、引退選手を招聘しなければならな い。⑦各種の教育事業体は、体育教師や体育 コーチなどのスポーツ専門技術者を招聘する

際、教師の資格を有する優秀な引退選手を直 接審査する方法で招聘することができる。同 じ条件であれば、引退選手を優先的に任用す る。各級のスポーツ・教育行政部門は、教師 になりたいと希望する引退選手に対し、教師 の資格を取得できるように条件整備を行う。

(3) 招聘に対する監督

本方法は、招聘に対する監督について初め て規定を整備した。すなわち、①スポーツ選 手の招聘に関しては、情報・過程・結果を公 開しなければならず、社会と関連部門の監督 を受ける。②各級政府関連部門は、真剣に管 理監督の職責を履行して、本方法に関する規 定に違反する行為を制止し修正すべきであ る。③招聘の紀律を厳格化することで、私利 を諮り不正をはたらくことを禁止するととも に、関連規定に違反すれば厳重に処罰し、犯 罪を構成した場合には法律に基づき刑事責任 を追及すべきである。④招聘の紀律に違反す るスポーツ選手は招聘資格を取り消し、規定 に違反する契約を結んだスポーツ選手はすぐ に契約を解除してチームから抜けさせる。⑤ 紀律に違反するスポーツ作業員は、仕事の持 ち場から離れさせるとともに、状況酌量の余 地がない場合には、関連規定により責任を追 及する。

5 スポーツ選手の文化教育とスポーツ選 手の保障強化に関する指導意見43

(1) 本意見の意義

スポーツ選手は、中国のスポーツ事業を発 展させるための重要なグルーブである。ス ポーツ選手の文化教育を強化するとともに、 スポーツ選手の保障を行うことは、スポーツ 事業を全面的かつ持続的に発展させるために 重要な意義を有する44。数年来、各地の各関 連部門は、中央の要求を徹底的に実行し、ス

⁴³ この指導意見の内容は、中国体育総局のホームページの記述を参考に、筆者が記述したものである。 http://www.sport.gov.cn/n16/n1077/n1701156/n1701206/1809596.html (2012年7月11日11:30筆者確認)

ポーツ選手に対する文化教育とスポーツ選手のための保障を発展させることを積極的に探求し、明らかな効果をあげてきた。科学的な発展を徹底的に実行するため、2010年3月30日に中華人民共和国国務院弁公庁、体育総局、教育部、財政部、マンパワー社会保障部は、本意見を共同公布した。本意見の目的は、中国におけるスポーツ選手に対する文化教育とスポーツ選手のための保障について、直面する実際的な問題を適切に解決すること、存高めるとともに、スポーツ選手の絵合的な資質を発して、スポーツ選手の全面的な発展を促進すること、中国がスポーツ大国からスポーツ強国に邁進することを推進することである。

(2) 重要な内容

1) 競技スポーツの予備人材育成段階における文化教育を強化し、スポーツ選手の文 化教育の基礎を固めること

具体的には、①9年間の義務教育の段階に あるスポーツ選手は、「中華人民共和国義務 教育法」の要求に従って9年間の義務教育を 受け、国家規定の要求する達成度に達するこ とを保証される。②地方各級政府は、スポー ツ学校の建設を強化するとともに、各地の教 育発展計画に組み入れ、スポーツ学校の運営 状況を改善する。③教育・スポーツの行政部 門は、現状を出発点とし、スポーツ選手に対 する文化教育の特徴を反映した基礎教育段階 の教育課程・教材・成績評価の体系などを研 究し整備する。④基礎教育段階における競技 スポーツの予備人材については、体育総局が 制定した全国青少年学習訓練システムによる 科学的・系統的な訓練を行う。その際、文化 学習の時間を保証しなければならない。 ⑤地 方各級政府は、競技スポーツ予備人材の育成 段階におけるスポーツ行政部門と教育行政部 門の資源合理化を重視する。⑥スポーツ選手に対する文化教育の法規制度を強化する。各地区は現状を相互に結びつけ、関連する制度を整備して、文化教育と訓練競技の相互促進のために必要な制度保障を行う。⑦教育・スポーツ行政部門は、定期的にスポーツ学校の文化教育状況を監督・検査する。関連する制度と管理方法に違反する行為に対しては、断固たる処分を行う⁴。

2)スポーツ学校でのスポーツ選手の育成、 および進路の拡大によりスポーツ選手の 進学・就職条件を整備すること

具体的には、①各級スポーツ・教育行政部 門は、競技スポーツの予備人材の選抜・育 成、および将来の准路を特に重視すべきであ り、スポーツ予備人材の育成と教育に関する 法則に適う人材育成の体系を整備すること、 ②スポーツ学校の卒業生については、コーチ ング専門や民族伝統スポーツ専門などの単独 募集試験、および優秀なスポーツ選手のため の大学の募集試験によって、大学進学を奨励 すること、③スポーツ職業技術教育とスポー ツ選手の職業育成訓練を積極的に展開すると ともに、職業教育と職業育成訓練内容をス ポーツ学校の文化教育の必修科目に入れるこ と、さらにスポーツ職業技能を持つ人材や社 会のニーズに応じた人材を育成訓練するた め、専門的・社会的な職業指導および職業仲 介などのサービス項目を導入すべきことなど が挙げられている。

3) 国家代表チームのスポーツ選手が文化教育の模範的役割を発揮し、スポーツチームの文化学習をしっかり把握すること

具体的には、①国家代表チームの選手の文 化教育について組織的な管理を強化し、国家 代表チームの選手が模範的な役割を発揮する

⁴⁴ 蔣志華「从法律視角対引退選手社会保障機制的研究」「湖北体育科術」2011年、380頁。

⁴⁵ 徐士·趙成「退役運動員安置研究」『上海政法学院学報』2010年9頁。

ようにする。国家体育総局は、専門的な部門 も国家代表チームの選手の文化教育を担わせ るとともに、文化教育管理のための専任の人 員を配置し、国家代表チームの選手のために 文化学習の組織化を促進する。②スポーツ人 材に適合する専門課程を設置・開発するとと もに、在籍するスポーツ選手が遠隔教育など の方法によって、大学の課程を修了できるよ うに奨励する。③各級スポーツチームは、科 学的な訓練の強化、スポーツ選手の訓練時間 の合理的配分、訓練効率の向上によって、ス ポーツ選手が文化学習をするために必要な時 間を保証しなければならない。

4) 奨励政策と保障政策を整備し、スポーツ 選手の切実な利益を守ること

具体的には、①スポーツ選手に対し手当の 支給および国際試合への参加奨励の方策を整 え、スポーツの技術レベルを高め良い成績を 納めることを奨励すること、②スポーツ選手 と所属部門は、関連制度による社会保険に加 入すべきであり、保険料の支払によって、ス ポーツ選手が社会保険給付を受けられるよう に確保すること、③スポーツ選手のための医 療保険体系を整備するとともに、スポーツ選 手の傷病の特徴および訓練・競技の特殊性に 応じ、経済状態の良い地方では基本医療保険 の上に補充医療保険を上乗せするなど保障力 を増大させること、④科学的訓練および運動 性傷病の予防治療措置強化によって、運動性 傷病の予防をしっかりと行うことである。

5) スポーツ選手が職業転換するために必要 な社会システムを創設し整備するととも に、スポーツ選手が順調に職業転換でき るように援助すること

具体的には、①各級マンパワー社会保障行 政部門とスポーツ行政部門は、積極的に条件 整備を行うとともに、引退選手の就業支援を 着実に行うことによって就職機会の拡大を図 る。また引退選手は、大学や各種の職業学校 に入学し、勉学および育成訓練を通して総合 的な資質と就業能力を高めることによって、 スポーツ選手の職業転換が実現するように務 める。さらに各級スポーツ学校は、スポーツ 選手の職業転換を支援するため、就職指導と 職業育成訓練サービスを積極的に提供する。 ②スポーツ選手が引退するとき、規定に従っ て引退補償金または自主的な職業選択による 補償金を受け取ることができるようにし、ス ポーツ選手が自主的に職業選択を行うように 政策上の支援を与える。

6)組織の指導体制を強化し、政策の実効性 を確保すること

地方各級政府は、スポーツ選手の文化教育 およびスポーツ選手のための社会保障を非常 に重視する。各級スポーツ行政部門、教育行 政部門、財政部門、マンパワー社会保障行政 部門は、それぞれの責任を負うとともに、相 互に協力し合うことが必要である。スポーツ 選手の文化教育およびスポーツ選手のための 社会保障に関連する政策は、真剣に実行され ねばならない。

Ⅳ 内モンゴル自治区における引退 選手の現状と再就労支援制度の 課題

1 内モンゴル自治区の引退選手再就労支 援制度

現在、中国のほとんどの省・自治区は、「中 国体育法 |46 および2003年に国家体育総局と 関連部門が制定した「自主的に職業を選択す るスポーツ選手の経済補償規則 47 に基づい て、各地の経済発展状況と生活水準に合わせ

⁴⁶ 詳しくは、本稿Ⅱ3(2)を参照されたい。

⁴⁷ 詳しくは、本稿Ⅲ2を参照されたい。

て、具体的な「自主的に職業を選択する引退 選手の経済補償方法」を制定し実施している。筆者の出身地である内モンゴル自治区に おいても、引退選手の再就労の可能性を拡大 し、優秀なスポーツ選手の育成体制を改善す るために、2008年11月1日に自治区人民政府 第7回常務委員会が制定し発布した「内モンゴル自治区における優秀なスポーツチームの 自主的に職業を選択する引退選手の経済補償 方法」(以下、経済補償方法という)に基づいて、自治区の現状を勘案した引退選手再就 労支援制度が制定され実施されている。

(1) 経済補償方法の適用対象

経済補償方法にいう「自治区の優秀なスポーツチーム」というのは、内モンゴル自治区のスポーツ行政部門により直接管理されており、自治区の財政部門から選手がスポーツ手当の支給を受けるスポーツチームのことである。そして、「自主的に職業を選択する引退選手」というのは、身体機能・技術・年齢などの原因で、特定項目の訓練を引き続き行うことに適さなくなった者のうち、自治区スポーツ行政部門の許可を得て雇用契約を解除し、現役から引退した者であり、組織の計画的な就業サポートに参加することなく、自分で就職する選手のことである。

引退選手が高校の卒業証書を有する場合、あるいはそれと同等の学歴を備え、1級スポーツ選手の等級証明書を獲得した場合には、本人の申請により、自治区のスポーツ行政部門が区内の大学に推薦する。その推薦を受けて、自治区の学生を募集する主管部門が関連規定に従って審査し入学を許可する。その場合、当該引退選手は入学試験を免除され、区内の大学に入学することができる。引退選手が大学に入学することは、「自主的に職業を選択する」こと同様と見なされる。

これら自主的に職業を選択した引退選手は、経済補償方法に従って、経済補償として金銭給付の支給を受けることができる。ただし、契約期間中に刑事責任を追及されたスポーツ選手、教育改造¹⁸の処分を受けた選手、および自治区行政部門の許可なしに勝手に雇用契約を破棄した選手は、この経済補償方法の適用を受けることはできない。

(2) 経済補償金の計算基準

自主的に職業を選択する引退選手に支給される経済補償は、基礎安置金、在籍年数補償金、スポーツ成績奨励金、社会保険補助金の4種類の金銭給付から構成されている。

1) 基礎安置金

基礎安置金とは、自主的に職業を選択する 引退選手がスポーツチームとの契約を解除した場合、家庭の安定と基本的な職業技能の学 習や育成訓練のために支給される補償金のことである。具体的な金額の計算基準(表IV-1参照)は、①在籍年数が4年以下の者には12カ月のスポーツ手当を支給する。②在籍年数が増えるごとに、支給されるスポーツ手当も増加する。例えば、在籍年数が5年であれば、18カ月のスポーツ手当が支給される。ただし、在籍年数が長い場合であっても、50カ月を超えてはならないとされている。

2) 在籍年数による補償金

在籍年数補償金とは、自主的に職業を選択する引退選手が在籍訓練期間中に身体の極限に挑戦した結果、身体に傷害を負った場合に、その身体傷害を補償するために支給される金銭給付である。具体的な金額の計算基準(表IV-1参照)は、①在籍年数が4年以下の者には18カ月のスポーツ手当を支給する。②在籍年数が増えるごとに、支給されるスポー

⁴⁸ 非刑事罰的な行政処分である。具体的には、1~3年程度の労働と政治教育が科せられる。

ツ手当も増加する。例えば、在籍年数が5年 であれば、20カ月のスポーツ手当が支給され る。ただし、最高70カ月を超えてはならない とされている。

3) 社会保険補助金

社会保険補助金とは、自主的に職業を選択 する引退選手が引退後に加入する社会保険料 を補助するための金銭給付である。具体的な 計算基準 (表Ⅳ-1参照) は、在籍年数が4年 以下の場合は1万元を支給する。在籍年数が 5年~7年の場合は2万元、在籍年数が8年 以上の場合には3万元が支給される。

4) スポーツ成績奨励金

スポーツ成績奨励金とは、自主的に職業を選

択する引退選手が、在籍訓練期間中に世界3 大大会(オリンピック、世界選手権大会、 ワールドカップ)、アジア3大大会(アジア スポーツ大会、アジア選手権大会、アジア カップ)、全国スポーツ大会、各年度の全国 試合および全国規模の総合的な試合で収めた 成績を讃えるための賞金制度である。具体的 な計算基準は、表IV-2を参照されたい。

(3) 財源

自主的に職業を選択する引退選手の経済補 償の財源として、自治区人民政府が年度予算 から70%を支出する。残り30%については、 各スポーツ行政部門が自ら調達するか、社会 的な寄付金および宝くじなどの公益金などの 方法によって調達する。自治区人民政府のス

1	表IV-1	経済補償金の計算基準	

経済補償の 種類在籍年数	基礎安置金	在籍年数補償金	社会保険補助金
4年以下	12カ月のスポーツ手当	満1年と6カ月のスポーツ手当	1万元(約13万円)
5年以上 7年以下	18カ月以上のスポーツ手当 (最高50カ月を超えてはならない)	20カ月以上のスポーツ手当 (最高70カ月を超えてはならない)	2万元(約26万円)
8年以上	同 上	同 上	3万元(約39万円)

出典·筆者作成

表IV-2 スポーツ成績奨励金

試合レベル及び順位	賞金
オリンピックの金メダリスト	30万元(約400万円)
オリンピックの第2位・3位、世界選手権大会のチャンピオン、ワールドカップのチャンピオン、全国体育大会のチャンピオン	15万元(約200万円)
世界選手権大会とワールドカップの第2位・3位	10万元(約130万円)
オリンピック、世界選手権大会、ワールドカップの第4位~8位	8万元(約100万円)
アジア3大大会のチャンピオンと全国体育大会第2位・3位	5万元(約65万円)
アジア3大大会と全国体育大会の第4位~8位	4万元(約50万円)
各年度の全国試合と他の種類の全国規模の総合的な試合の上位3名	3万元(約40万円)
各年度の全国試合と他の種類の全国規模の総合的な試合の第4位~8位	1万元(約13万円)
全国青年試合の採用順位又は武術の武英級の称号を獲得した選手	5000元(約6.5万円)
**	

- ①集団種目と団体競技の試合は個人成績の賞金の70%に計算する。
- ②世界3大大会の採用順位・アジアの3大大会のチャンピオンと全国体育大会のチャンピオンを何 度も獲得した選手は1回の最高成績の奨励を享受する以外、他の成績奨励は標準の50%によって累 計で計算する。
- ③2008年自治区住民の1人平均年間収入は14431元(約20万円)である。

出典:筆者作成

ポーツ行政部門は、次年度の引退選手の状況を予想して、自主的に職業選択する引退選手の経済補償のための特定資金の予算を組む。 これを自治区財政部門が審査し、次年度の部門予算に計上することになる。

2 引退選手の再就労状況に関する2010年のアンケート調査

2010年以降、内モンゴル自治区は、全国における引退選手の再就労に関する研究の代表的地域となることを試みており、そのため自治区政府は、引退選手の進路に注目し、種々の基礎調査を行っている⁴⁰。また、自治区は筆者の出身地であり、引退選手の再就労の状況に関する調査データを入手しやすい状況にある。したがって、中国における引退選手の再就労支援制度の現状を明らかにするため、以下では、2010年に自治区で実施された引退選手の再就労状況に関するアンケート調査の結果⁵⁰を紹介するとともに、調査結果の分析⁵¹を通じて課題を検討したいと思っている。

(1)調査目的

近年では、自治区における引退スポーツ選手の数が多く、そのため計画的に引退選手に安定した生活を保障することが難しくなっており、そのような社会的背景のもとで、引退選手の再就労問題は日々深刻になってきている。また、引退選手の再就労問題をどうすれば有効解決できるかということは、スポーツ選手の利害に直接関わるだけでなく、スポーツ事業の持続的発展とも密接に関係してく

る。これに対し、全国における研究の現状はと言うと、引退選手の再就労に関する研究はまだ深化しておらず、系統的な研究も欠乏している状態にある⁵²。それゆえ、系統的な研究の第一段階として、自治区における引退選手の再就労に関する研究の基礎データを得る目的で、2010年に自治区体育局は各スポーツ行政部門と協力して、引退したスポーツ選手の再就労状況に関して質問する形で、アンケート調査を実施した。

(2)調査対象

2010年のアンケート調査の対象となった引退選手は、自治区体育局の各体育関連部門に所属し、給料としてスポーツ選手体育手当および成績手当の支給を受けていた選手のうち、2010年に体育局の許可を得て契約を解除した引退選手である。なお、引退したプロ選手53は含まれない。

(3)研究方法

今回のアンケート調査は、文献の資料法、アンケート法、専門家の取材法、数学と物理学の統計法、論理的な分析方法など、各領域における専門知識に裏付けされた調査・研究方法を総合的に応用したものである。また、アンケート調査項目は、自治区体育局が関連する国際的調査や国内の調査に基づいて定めたものである。具体的には、設問に対する複数の回答を用意し、その中から回答を選択するという、選択型のアンケート調査の形式を採用している。調査項目は、性別・年齢・学歴・専門種目・引退する前の準備情況・現在

⁴⁹ 徐士·趙成 「退役運動員安置研究」『上海政法学院学報』、2010年、8頁。

⁵⁰ 引退選手の再就労状況に関するアンケート調査の結果は、筆者が独自に入手したものである。したがって、本稿で使用する図表等も全て筆者が独自に作成したものである。

⁵¹ 本稿における調査結果の分析は、筆者自身が行ったものである。したがって、本稿で指摘する諸課題も筆者独自の分析に基づくものであることを、お断わりしておく。

⁵² 徐士·趙成 「退役運動員安置研究」『上海政法学院学報』、2010年、8頁。

⁵³ このプロ選手とは、日本におけるプロ野球選手のように、企業に所属している選手であり、いわゆる 実業団に所属するアマチュア選手とは異なる。

の就業情況・存在する問題などを含んでいる。今回のアンケート調査票の配布と回収は、自治区体育局が組織的に行った。ちなみに、2010年に引退した58名の選手に対して、58部のアンケート調査票(付録資料を参照)を郵送したところ、58部全てを回収することができた。すなわち、有効回答率は100%で

3 調査結果に見る引退選手の現状

(1) 引退選手の性別と年齢

あった。

2010年、自治区体育局に所属する選手の人数は12種目700名であった。そのうち、同年に引退した選手は58名(男性27名、女性31名)であった。

スポーツの種目によっては、スポーツの開始時期と終了時期の年齢は明らかに異なっている。例えば、体操を始める時期は5~8歳、止める時期は20歳以前と年齢が若いのに対し、重量挙げ・レスリング・射撃などの種目では選手生命が長いため、競技を始める時期も止める時期も比較的遅い状況にある。今回のアンケート調査の結果を見ると、主に引退年齢は21~25歳の間に集中しており、全体の43.1%を占めている。次に多いのは26~30歳の間で31%、31~35歳の間で10.3%、36~40歳の間で8.7%であった。これに対し、15~

20歳での引退者は3名、40歳以上での引退者は1名だけであった(図IV-1参照)。

(2) 引退前の技能と教育レベル

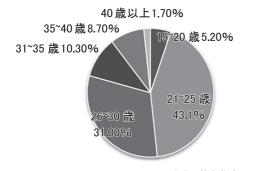
1) 専門技能の状況

58名の引退選手のうち、国家 2 級選手は30名で全体の51.7%、国家 1 級選手は15名で 25.9%、国家健将級の選手は8名で13.8%、国際健将級を達成した選手は5名で8.6%であった(図W-2参照)。すなわち、国家 2 級選手の占める割合が最も大きく人数も多いため、また彼等のスポーツの成績は普通であるため、就業問題は専らこのグループに集中していると言える。

2) 専門に関連した技能レベルの状況

専門に関連した技能としての体育専門関連技能は、選手のスポーツ技能と他のスポーツ関連技能を意味する。例えば、スポーツ競技の審判に関する技能、トレーニングに関する技能などであり、審判資格証・保健監督資格証・救命員執業資格証など、スポーツの専門と関連する各種の資格証を獲得した場合、引退選手の再就職ルートを拡大することができ、引退後の再就労も順調になると思われる。今回の調査結果によれば、スポーツの専門に関連する技能資格証を有する者は58.6%

図Ⅳ-1 引退選手の年齢状況



出典:筆者作成

■15~20歳

■21~25歳

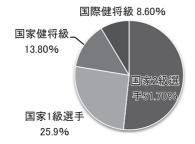
■26~30歳

■31~35歳

■35~40歳

■40歳以上





- ■国家2級選手
- ■国家1級選手
- ■国家健将級
- ■国際健将級

出典·筆者作成

を占めており、再就労時にスポーツ関連の仕事に就いた引退選手が多かった。例えば、体育教師、コーチ、審判、栄養師などである。

3) 専門に関連しない技能レベルの状況

専門に関連しない技能とは、スポーツの専 門性と関連の少ない技能であるが、しかし個 人の興味や特長などに関係するものであり、 引退選手の就職ルートを拡大する可能性があ るものである。今回の調査結果をみると、大 半の引退選手は専門に関連しない技能を持っ ていなかった。もっとも、少数ではあるが、 自動車の運転やコンピュータ操作などの技能 を持つ選手がいた。この調査結果から明らか になったことは、体育技能や関連技能以外に 就職に役立つ可能性のある技能を持つ選手が ほとんどいないということである。すなわ ち、再就労時にスポーツに関連する仕事以外 の職をこなせない引退選手が多く、スポーツ 選手の引退後の就職ルートを狭める原因の1 つになっていると言える54。

4)教育レベル

スポーツ選手自身の成長やスポーツの種目 状況によって、選手の引退時における教育レ ベルはまちまちである(図IV-3参照)。自治 区における2010年の引退選手の教育レベルは相対的に低く、短期大学卒の人数が一番多く、全体の46.6%を占めている。次は高卒で25.9%、大卒は18.9%にすぎない。修士以上の高学歴者および小中学校の低学歴の選手は、明らかに少ない。短期大学卒と大学卒の選手達の専門分野は主に体育であって、他の専門はかなり少なくなっている。そして、多くの選手は訓練期間中、試合やトレーニングのため実際に教育を受けられる時間は少なく、短期大学卒や大学卒の学歴を持っていたとしても、普通の大学生に比べて教育レベルが低いと言われている55。

(3) 引退前における再就労の準備状況

1) 社会実践の経歴状況

アンケート調査結果によれば、訓練期間中、各種の社会実践に参加する機会が少ないと回答した引退選手が56.9%を占めており、参加した経験がない者も31%を占めている。スポーツ選手は、時間的に拘束された閉鎖的環境の中でトレーニングを受けるため、外部と接触することが少ない状況にある。日常的な問題は全てスポーツチームが対応してくれるため、スポーツ選手がチームを離れて引退するとき、社会経験が不足することが調査結

⁵⁴ 楊奇字「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』、2009年9頁。

⁵⁵ 楊奇宇「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』、2009年9頁。

27 30 25 20 15 15 11 10 3 5 ■人数 0 小学校 中学校 高校 短期大学 大学 修士或 修士以上

図Ⅳ-3 引退選手の教育レベル

出典:筆者作成

果から見て取れる。結果的に、社会環境に適 応する能力や他人とのコミュニケーション能 力が不足することになり、引退選手は激烈な 人材市場の競争に直面したとき困惑し、精神 的不調や心理的圧迫を受ける引退選手が急増 することになる。ただし、スポーツチームの マネージャーやキャプテンなどを経験したこ とがある場合には、社会的な経験は比較的豊 富であるため、就業能力は高いということに なる⁵⁶。

2) 心理面の調査

スポーツ選手は、トレーニングや試合から 能動的あるは受動的に引退し、新しい仕事環 境を選ぶことになる。それは、典型的な社会 的役割の調整を要求することになる。した がって、スポーツ選手は予め心理面での転換 を完成させて、自分自身の再就労の意識を覚 醒しなければならない。新しい環境や新しい 仕事による心理的圧力に適応できれば、ス ポーツ選手から他の職業へと順調に転換する ことができる。今回のアンケート調査では、 2010年に引退した選手に対して、職業転換に 関わる心理調査を行った。引退選手が新しい 職業に適応するためにかかった期間は、半年 以内が379%であったのに対し、未だに適応 できていないとの回答も43.1%あった(図 Ⅳ-4参照)。この調査結果から見て、引退選 手に対する心理的な調整指導の必要性がある と言える。

3) 再就労の指導と養成状況

自治区における引退選手は、引退前に訓練 機構と管理機構から再就職のための指導や訓 練を受けることが少ないとの調査結果が出 た。所属部門が引退前に就職指導ないし職業 計画を立てるための課程を開いていたとの回 答は28.8%あったが、しかし引退前に就職指 導を受けたことのある引退選手は13.5%にす ぎなかった。一部選手の話では、引退後の就 職指導課程が開かれるのが遅すぎるため、準 備時間も短く就職に余り影響がないとのこと である。また、就職指導や育成訓練のための 専門的な組織管理部門が設置されていなかっ たり、育成訓練の形式・内容・手段・効果な どが社会から十分に評価されていなかったり するとのことである。しかし、就職指導を受 けた場合には、引退選手の再就労に非常に助 けになったと思う者は29.3%、ある程度助け になったとする者が56.9%もいた(図IV-5参 照)。以上の結果からすると、圧倒的多数の 選手にとって、就職指導が引退後の再就労に 役に立つことになると言える。

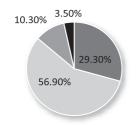
図Ⅳ-4 引退選手が新職業に適応するためにかかった期間



- ■三か月以内
- ■三か月から半年
- ■半年から一年
- ■今まで適応できない

出典:筆者作成

図Ⅳ-5 引退選手の再就労に対する就職指導の役割



- ■非常に助けがある
- ■助けがある
- ■あまり助けがない
- ■助けがない

出典:筆者作成

4 調査結果に見る引退選手の再就労の現状

(1) 引退選手の再就労先の状況

1) 引退選手の再就労先 (事業形態別)

今回の調査結果からすると、自治区において2010年に引退した選手の再就労先は、学校などの事業体と大学であった(図IV-6参照)。 具体的には、学校などの事業体に再就職した引退選手は27.6%、大学に進学した引退選手は20.7%であった。政府機関が少ないのは、就職自体が難し過ぎるためである。国営企業、私営企業、個人営業、他の職業が決まった者の割合は、比較的平均している。もった。 も、約1割の引退選手は「就職待ち」であり、まだ就職が決まっていない状態にある。この調査結果から見ると、引退選手の就職選択の傾向は安定志向が強く、学校などの事業体に 集中していることが分かる。また、自治区の スポーツ行政部門は、前述したように、高校 を卒業して国家1級選手の資格を得た引退選 手を自治区内の大学に推薦することができる ため、大学に進学する選手も多くなってい る。

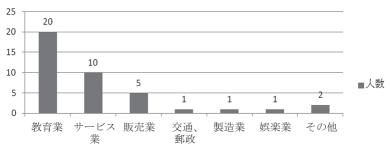
2) 引退選手の再就労先(業種別)

「国民経済の業界分類」に基づき、中国の 国家標準規定に示された20業種のうち、スポーツ選手が引退後に最も従事する可能性の 高い業種について調査を行った。大学に進学 した12名(20.7%)、まだ就職が決まってない6名(10.4%)を除く、残る40名の引退選 手が選択した業種で最も多かったのは教育業 であった。次は、サービス業、小売業である (図N-7)。調査結果から見ると、引退選手の

18 16 16 14 12 12 10 8 6 ■人数 6 5 5 6 4 2 事業体 自分で 大学生 その他 政府 国営 海外 私営 就職 機関 企業 企業 創業 待ち 企業 出典:筆者作成

図Ⅳ-6 引退選手の再就労先の事業形態





出典:筆者作成

再就労先の業種は極端に集中しており、再就 労のルートが狭すぎること、教育業とサービ ス業以外の業界には余り足を踏み入れていな いことが分かる。

(2) 再就労している引退選手の満足度につ いて

今回のアンケート調査では、引退後の収入 状況、新しい仕事環境への適応状況、スポー ツ選手としての特徴が出るかどうか、現在就 いている仕事に満足しているかなどを調査し た。2010年に引退した選手の現在の収入は、 引退前の収入と比べて差が大きく、各段階の 分布は比較的平均している(表Ⅳ-3)。引退 前後の収入がほぼ同じである者は23名で 39.7%、引退前の収入に比べてかなり少ない とする者は13名で22.4%と多くなっている。 そして、現在の収入が引退前に比べて少ない とした選手は22名、37.9%にのぼっている。 そして、現在の収入を希望収入と比べた場 合、44.8%の選手は希望収入より少ない、 41.4%の選手が希望収入と大体同じと回答し ており、希望収入よりも多いとの回答は 13.8%にすぎなかった。これらの結果を見る と、大部分の選手は、収入に対する期待値が 高く、引退選手の現在の仕事に対する満足度 の評価に影響があるものと考えられる。

再就労できた引退選手のうち379%の選手 は、半年以内に新しい職場環境に適応できた と回答し、また48.3%の引退選手は、自分の

スポーツ技能を発揮することができると回答している。現在の仕事と再就労前の予想とを比較した場合(図IV-8参照)、約半数の引退選手は基本的に予想通りと回答している。予想より非常に良かったとの回答、非常に悪かったとの回答は少なく、3.4%と5.2%にすぎなかった。これに対し、予想より悪かったとする人数は相対的に多く、31%を占めている。もっとも、全体的に見ると、半数以上の選手の期待値は比較的合理的であり、現在の仕事に満足しているものと思われる。

(3) 引退選手の再就労に関わる背景事情

1) 職業選択に関わる影響要因

引退選手が再就労にあたって職業選択をするとき、個人の価値観の相違や仕事に対する要求の違いによって選択基準が異なってくる。例えば、ある選手は社会的地位を重視し、ある選手は安定した仕事が欲しいなど、それぞれ職業選択に影響する要因が異なってくる。調査結果(図IV-9参照)によれば、安定した仕事であるという理由が一番多く、37.9%を占める。次は収入と社会的地位であり、20.7%と19%を占めている。自分のスポーツに関わる特徴に適合するという理由も13.8%を占めている。いずれにしても安定し

た仕事が一番人気であり、引退選手が再就労 先として学校などの事業体を選択しているこ ととも一致している。

2) 引退選手が再就労時に直面する問題

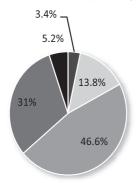
引退選手が再就労するときに直面する困難や問題は、将来的に引退選手の就職指導を展開するため参考になると考え、今回の自治区における調査では、引退選手が就職するとき直面する重要な問題に関するアンケート項目を設けた。その結果(表IV-4参照)、「選手の引退問題に対する国家の関心が十分でない」を選択した引退選手が一番多かった。この調査結果については、一方では引退選手の国家政策に対する理解が足りないからとも言える

引退前の 希望収入に 収入に比べて 比べて 比率 人数 比率 人数 かなり多い 4人 | 6.9% 2人 3.5% 多い 9人 15.5% 6人 10.3% ほぼ同じ 23人 39.7% 24人 41.4% 少ない 9人 15.5% 12人 20.7% かなり少ない 13人 22.4% 14人 24.1% 合計 58人 100% 58人 100%

表IV-3 引退前後の収入状況

出典:筆者作成

図Ⅳ-8 現在の仕事と予想の比較状況



- ■予想より非常に良かった
- ■予想より良かった
- ■基本的に予想の通りだった
- ■予想より悪かった
- ■予想より非常に悪かった

出典:筆者作成

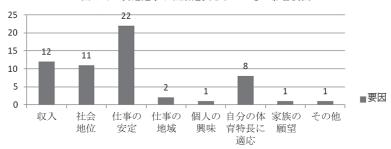
が、他方では政府の対応改善が必要であるこ とを示唆しているとも言える。次は、「スポー ツ選手に対する需要が少ない」と「社会での 実践経験が少ない」との回答が多く、そこで は、選手の総合的能力が低いという問題が明 らかとなる。したがって、引退選手に対する 再就労の支援政策や就職指導などが非常に重 要であると言える。

3) 引退選手の再就労に影響する要因

引退選手自身が、再就労時における自らの 経験を通して、順調に再就労に至るために影 響する最大の要因として挙げたのは個人の総 合的能力であり、51.7%と約半数を占めた (図IV-10参照)。次は家庭の事情や社会関係 であった(17.2%)が、スポーツの専門性や スポーツの成績を上げた者も、合計すると同 じく17.2%となっている。

(4) 引退選手の再就労指導・訓練の現状

自治区におけるスポーツの各種目センター に所属する選手の人数は異なっている。ま た、ある種目に所属した選手の在籍年数およ び引退年齢も各人それぞれである。例えば、



図Ⅳ-9 引退選手が職業選択をするときの影響要因

出典:筆者作成

表Ⅳ-4 引退選手の再就労時に影響する問題点

影響要因	人数	比率
社会は職業能力又は専門技術を持つ人材を必要としており、スポーツ選手に対する 需要が少ない	10人	17.2%
伝統的な訓練体制の弊害によりスポーツ選手の総合的能力が低く、社会での実践経験が少ない	8人	13.8%
選手の引退問題に対する国家の関心が十分でない	12人	20.7%
選手自身にとって就職の位置付けが不合理で、職業に対する期待値が高すぎる	4人	6.9%
就職情報が不十分である	4人	6.9%
再就労のための就職指導が不足している	7人	12.1%
政府・訓練機関・企業と選手との間の相互交流や理解が不足している	5人	8.6%
再就労政策が不十分である	4人	6.9%
選手のスポーツチームに対する依存度が高すぎる	3人	5.2%
その他	1人	1.7%
III H. M. H. L.		

出典:筆者作成



出典:筆者作成

2010年に女子バスケットボール・センターで 引退した選手は1人だけで34歳であった。これに対し、男子体操センターでは3人が引退 し、全員が20歳未満であった。いずれの各種 目センターも、引退選手の人数が少ないた め、引退選手の再就労のために専門的な就職 指導・訓練などはできなかった。自治区の体 育局も、毎年引退する選手のために専門的・ 計画的・包括的な再就労指導・訓練を提供で きていない。これが引退選手の就職困難の要 因の1つになっていると考えられるため、自 治区体育局は大学に依頼して、引退選手のための訓練機関の設立および訓練内容の計画策 定を行い、正規の職業訓練体制を整備する計画であることを公布した。。

(5) 引退選手の再就労に対する管理組織

1) 管理機関

現在、自治区における引退選手の再就労の管理権限は、基本的に自治区体育局人事処に 所属している。スポーツの各種目センターに 所属する選手の人数および毎年引退する選手 の人数が違うため、また引退種目・引退年 齢・引退時の個人の状況など大きな差異が存 在しているため、各種目センターは引退選手 の再就労問題を管轄していない。

自治区体育局の人事部門は、前述したよう

に、経済補償方法の規定に従って、引退選手のうち、安置資格を有する者、および入学試験免除により大学に入学できる資格を有する者を選ぶことしかできない。しかし、多数の選手のスポーツ成績と等級の判定は、これら安置資格や大学入学資格の範囲外であるため、管理権限は比較的に脆弱である5%。試験を受けて大学に入学する引退選手、経済補償を受けて自主的に職業を選択する引退選手に対しては、その人数はかなり多いにもかからず、専門的な管理機関はなく、再就労の指導・訓練をする場所もない。それゆえ、現在、多数の引退選手のために、再就労の指導・訓練のできる専門的な管理機関が必要であると考えられている。

2) 補助的機関

上記のように、管理機関そのものが不十分であるため、引退選手のための職業情報機関や職業仲介機関など、補助的機関の整備はさらに不十分である。自治区には、公共の教育機関・仲介機関・招聘機関などの補助的機関はあるが、これらは社会の一般大衆に対するものである。引退選手は特殊な成長経験があるので、特別な再就労グループになっており、公共の教育機関や就職機関に出向いても、引退選手の個人的な状況に応じた支援を

⁵⁷ 張浩沢 「从人権角度浅議運動員的退役保障」『時代報告(学術版)』2011年、35頁。

⁵⁸ 張浩沢 「从人権角度浅議運動員的退役保障」『時代報告(学術版)』2011年、35頁。

受けられない。例えば、公共の教育機関にお ける就労訓練の内容は、引退選手たちの教 育・知識の体系との差異が大きく、引退選手 が身に付けた技能を放棄して、再び訓練を開 始しなければならない可能性がある。それで は、就労訓練が困難になるだけでなく、長期 にわたる選手としての試合経験や訓練時間が 無駄になってしまう。

引退選手の再就労に影響する要因と再 就労支援制度の課題

(1) 引退選手自身に起因する原因

1) 選手の再就労に対する期待

通常のスポーツ選手が再就労する際、ス ポーツ選手としての経験が少なからず影響を 与えている。例えば、新しい職業を選択する 際、収入・福利厚生・社会保障・仕事の環 境・仕事の地域・社会的地位などについて、 ある程度の要求や水準というものがある。そ れは、スポーツ選手が再就労するとき、再就 労に対する期待を形成することになる。再就 労に対する期待が自分自身の能力と一致して いれば、比較的順調に再就労することができ る。再就労に対する期待が自分自身の能力よ りも低いときは、再就労後における満足度が 比較的高くなる。しかし、就職に対する期待 が高すぎると、就職すること自体が難しくな る。すなわち、就職に対する期待感が合理的 かどうかの問題が、引退選手の再就労に直接 影響することになる59。

2) 選手自身の能力

選手自身の能力は、順調に再就労できるか 否かにかなり大きく影響する。今回のアン ケート調査の結果によれば、引退選手の経験 からみて最も大きな要因は、個人の総合的能 力(51.7%)、家族の背景と社会関係(17.2%)、 スポーツの成績とスポーツの専門性(両者を

合わせると17.5%)であった。

①スポーツの種目・スポーツの成績・在籍年 数と再就労との関係

今回の調査結果からすると、引退選手の再 就労の状況は、引退前に専門としていた競技 種目と深い関係がある。例えば、サッカー・ バスケットボール・テニス・体操など、社会 的に裾野が広く市場化の程度の高い種目の場 合には、再就労のルートが幅広く存在してい る。これに対し、モンゴル相撲・重量挙げな ど、社会的な広がりの少ない、社会的需要の 少ない種目を専門としていた選手は、引退 後、従来培ってきたスポーツの専門性を再就 労に役立てることが難しく、再就労の可能性 の幅が狭くなる。

引退選手の再就労には、従来のスポーツ競 技での成績も関係してくる。スポーツの成績 は、選手自身の無形の資本の一部であり、そ れは安定した再就労のための重要な資本でも ある。そして、スポーツの成績が素晴らしい 選手は、社会的地位と社会的知名度が高く、 社会関係も広くなり、結果的に再就労に良い 影響を与えることとなる。しかし、スポーツ の成績が普通の選手は、政府の安置資格や入 学資格などを認められず、自分で仕事を探す ことは難しく、また大学に入学する際も入学 試験を受けなければならない。

選手の引退年齢も、再就労に影響がある。 年齢の若い引退選手は、学習能力が高く、大 学に入学して再就労に十分な準備をすること ができる。これに対し、年齢の高い選手は、 結婚・出産・家族扶養などの問題があり、準 備不足のため直ぐに再就労することは難し い。しかも、多くの職業の場合には年齢制限 があるため、一定の年齢を超えると就職活動 そのものに参加できなくなってしまう60。

②文化教育レベルと再就労との関係

現在の人材市場は、求職者の文化教育レベ

⁵⁹ 王方玉「退役運動員基本権利保障分析| 『体育与科学 | 2008年、36頁。

⁶⁰ 王方玉「退役運動員基本権利保障分析」『体育与科学』2008年、36頁。

ルを重視している。各職業分野における文化教育レベルに対する要求は異なるが、文化教育レベルの高さが再就労の機会の大小を決定する。今回の調査結果をみると、選手が引退する時点での文化教育レベルが再就労と非常に大きく関係しており、文化教育レベルないし学歴の高い選手は、再就労時の成功率も高くなっている。したがって、選手を育成する際、文化教育も重点を置くことが、引退選手の再就労のために非常に重要であると考えられる。

③技能レベルと再就労との関係

今回の調査結果によれば、引退選手は自分の専門とするスポーツ以外に、他の種目のスポーツもできるケースが散見された。また、58.6%の引退選手は、専門とするスポーツに関連する技能資格証、例えば、審判資格・栄養師資格などを持っていた。全体的に見れば、引退選手が身に付けている技能は、ほとんどがスポーツを中心としたものであり、スポーツ関連領域以外の技能を持つ者は少なかった。身に付ける技能は多ければ多いほど再就労がしやすく、再就労の成功率も高くなる。したがって、選手の育成をしながら、各種の資格や技能を身に付けることができるように、教育訓練を充実させるべきである。

④社会での実践経験と再就労との関係

多数の事業体や企業は、仕事関連の経験が必要だと明言している。社会での実践経験があれば、新しい環境に適応しやすく、新しい仕事にもすぐ従事できるので、社会での実践経験は、転職するときの重要な資本になると言われている。しかし、スポーツ選手は、長期的に閉鎖的な訓練環境の中で暮らしてきたため、社会での実践経験はほとんどない。今回の調査でも、引退選手の再就労に影響する重要な問題に関する調査項目について、13.8%の引退選手は「伝統的な訓練体制の弊

害により、スポーツ選手の総合的な能力が低く、社会での実践経験が少ない」を選択している。また、56.6%の選手は、訓練期間中に各種の社会的実践に参加する機会が少ないと回答している。以上のことから見て、引退選手が順調に再就労するためには、社会での実践経験が非常に重要であると言える。

3) 転職前の準備時間と準備の程度

引退選手が引退する前に、再就労のために 色々な準備をしたか否かは、再就労の成功率 に直接影響を与える。例えば、転職を計画す ること、社会での実践経験を積むこと、再就 労のための指導養成の訓練を受けること、心 理面での調整などである。転職前に準備すべ きことは多く、例えば、再就労のための指導 養成の訓練を受ける際、自分自身の状況にめ じた適切な訓練を受ければ、知識や技能など が身に付き、新しい職場や新しい環境にすぐ 適応することができるようになる[®]。すなわ ち、転職のための準備時間が長ければ、十分 に再就労のための準備をすることができ、そ の結果、選手は引退するとき、順調に再就労 しやすくなるのである。

(2) 体育関連部門の内部的要素

1) 体育関連部門の管理体制

①選手となる人材の選抜と訓練体制

選手となる人材の選抜と訓練体制は、選手の成功比率や成長割合を決定基準としている。現在、中国の「挙国体制」のもとで実行されている人材の選抜と訓練体制は、選手のピラミッド構造の上に成り立っている。頂上に立つことのできた極少数の選手たちは、再就労の際、順調に転職することができる。しかし、大多数の選手はスポーツの成績は普通であり、社会や政府からの注目度も低く、頂上に立った選手に比べて再就労は難しくな

⁶¹ 韓新君「運動員権利問題研究」『法学論壇』2007年、25頁。

⁶² 楊奇字「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』2009年、34頁。

る63。もっとも、「挙国体制」のもとでは、 選手の訓練から生活まで国が全部の面倒をみ てくれるため、選手の危機意識が薄れ、惰性 や依存心を引き起こすことになる。しかし、 引退後における心理面での準備や知識・能 力・社会的経験などの準備が不十分であるた め、心理的な落差が大きすぎ、なかなか新し い職に適応することができないということに なる。こうした状況を改善するためには、文 化教育を重視しつつスポーツ訓練のできる体 制整備が必要であると思われる。

②選手の育成と教育の方法

選手の育成と教育の方法は、選手が引退す る際、選手の文化教育レベル・技能レベル・ 総合的能力に直接影響することになる。中国 では、選手の成長過程において、金メダルが 至上のものであるとの理念のもと、練習・訓 練に励むことが文化教育を身に付けることよ りも重要だとの考え方を、子どものときから 植え付けられている。スポーツに才能を持っ ている子どもは、小学生の時代から正規にス ポーツの訓練を受けるため、初期における文 化教育の欠落を招くことも珍しくない。選手 が引退するとき、自分の専門とする種目しか できず、基礎的な文化教育の知識も身につけ られていなかったため、再就労に不安を感じ たり、自信が持てなかったりする選手が数多 くいる64。正に、これらの選手たちは文化教 育レベル・技能レベル・総合的能力が低いた め、激しい競争社会の中で、引退のときに再 就労の困難に必ず直面することになる。した がって、金メダルの獲得が至上のものである との理念、選手の育成と教育の方法を変革し なければならないと言える。

2) 体育関連部門の管理制度

①人事管理制度

体育関連部門における引退選手の人事管理 制度は、選手の所帰属関係、人事書類の管理、 給料・福利関係、賞罰制度、社会保障などを 管掌する。戸籍管理・人事関係・社会保障な どの問題については、国家の改革を待たねば ならない。少なくとも、2007年国家体育局は 「スポーツ選手を招聘して任用する暫定的な 方法65 | を公布し、選手の任用・人事・訓練・ 引退などについて、各地区が具体的な規定を 制定し、選手に関する諸問題に対処する根拠 を提供した。これによって、各地区における 選手の移動や再就労に少しでも良い影響があ ることが期待される。

②奨励制度

国家と社会に貢献した優秀な選手に対し て、国家は多数の奨励制度を公布してきた。 スポーツの成績による経済的・精神的奨励の ほか、優秀な選手に対する引退問題等に対応 する制度や対策を制定した。例えば、国家体 育総局は、2006年に「更にスポーツ選手の社 会保障を強化することに関する通知66」、2010 年に「更にスポーツ選手の文化教育とスポー ツ選手の保障を強化することに関する指導意 見67 を公布した。これらの通知や意見の制 定は、引退選手の将来的発展を保障するとと もに、優秀な選手を奨励することにも役立つ ことになる。

(3) 社会的な外部要因

- 1) 社会の経済環境
- ①経済発展レベルと規模

経済の急速な発展は、就職率を直接向上さ せるものではないが、しかし経済の発展レベ

⁶³ 韓新君「運動員権利問題研究」『法学論壇』 2007年、25頁。

⁶⁴ 楊奇字「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』2009年、35頁。

⁶⁵ 詳しくは、本稿Ⅲ4を参照されたい。

⁶⁶ 詳しくは、本稿Ⅲ3を参照されたい。

⁶⁷ 詳しくは、本稿Ⅲ5を参照されたい。

ルは就職問題に重要な影響を及ぼす。経済発 展は就職機会を創出することができ、就業の 増加を促進することができる。例えば、経済 危機の時期には、人員削減の問題が生じるた め、就業の難度は大きくなり、労働力市場の 価値は下がることになる。逆に、経済の繁栄 期には、就業率が比較的安定しており、労働 力市場の価値は比較的大きいということにな る。地方経済の発展レベルが高くなると就職 機会も多くなるが、地方経済の発展レベルが 低いと就職も困難になる68。例えば、中国西 部地区の引退選手は、再就労するとき、経済 の発展のレベルや規模に制約があるため、経 済的に豊かな東部沿海地区に比べて再就労が 困難になる。すなわち、選手が引退するとき の再就労問題は、そのときの社会全体の経済 環境や経済発展のレベルと密接に関係してい るのである。

②労働力市場の発展レベル

中国の人材資源に関する各地区の労働力市 場は、人材の採用ルートにおいて重要な役割 を担っている。この市場は、別名・人材交流 センターとも呼ばれ、中国独特の就職・転職 システムであり、ここで求人側と求職者が相 互に情報を伝達し合うとともに、両者間の合 意を成立させるのである。労働力市場の発展 レベルは、市場秩序の規範化の程度、公共就 職サービスの効率と質によって決まる。そし て、労働力市場の発展は、人材選抜の体制と 人材競争などの体制の整備状況、就職仲介機 構・相談指導機関・訓練育成などの補助的機 関の発展状態に影響する。こうした労働市場 の発展状況は、労働力の配置と引退選手の再 就労にも直接的影響を及ぼすことになる。

③労働力市場の需給状況とマンパワーに対す る要求

中国の労働力市場情報ネット測定センター

は、2009年第1四半期に全国103都市の労働力市場における職業供給情報に関する統計分析を行った。103都市において、労働力市場を通して、事業体や企業は各種人材約338.5万人を雇用した。労働力市場に入った求職者は約347万人であった。全体的に見ると、現在の中国労働力市場では、需要を供給が上回る状態にあり、その格差はますます拡大する傾向にある⁶⁹。需要を供給が上回る状態のもと、労働力市場は買い手市場となっており、そのため人材に対する要求もますます高くなり、求職者側の競争は更に激しくなってきている。こうした労働市場の現状も、引退選手の再就労が難しい原因の一つになっていると考えられる。

2) 文化教育の環境

①地区における文化教育の程度と水準

文化教育の程度と水準は、地区によって格差が大きい。例えば、経済的に豊かな東部沿海地区では、文化教育の程度が高く人材の文化教育レベルも高いのに対し、西部地区では、文化教育の程度が低く人材の文化教育レベルも低い。ところが、スポーツ選手については、その閉鎖的な訓練体制や教育方法の地域格差は大きくない。その結果、スポーツ選手が同じ文化教育の程度と水準にある場合、文化教育の程度と水準に対する要求の異なる東部沿海地区と西部地区とでは、選手が直面する就職状況も異なることになる70。

②職業により要求される文化教育の程度と水

職業ごとに人材に対して要求される文化教育の程度と水準は異なる。また、同一の職業でも、その展開レベルの違いによって、文化教育の程度と水準に対する要求も異なる。例えば、初級アスレチッククラブでは、ある程

⁶⁸ 楊奇字「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』2009年、35頁。

⁶⁹ 徐士·趙成「退役運動員安置研究」『上海政法学院学報』2010年、9頁。

⁷⁰ 楊奇字「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』2009年、34頁。

度のスポーツ技能と教育能力のある人であれ ば、クラブのコーチになれるが、高級アスレ チッククラブではコーチに対する要求は遙か に高くなり、スポーツ技能と教育能力以外に も他の関連知識、例えば、医学・保健・生理 学・栄養学などの知識も必要となる。このよ うに、引退選手に対しては、スポーツ技能以 外の知識が必要とされ、また、同一の職業に おいても、その展開レベルによって文化教育 の程度と水準に対する要求レベルが異なり、 引退選手の再就労問題にも影響することにな る。

③文化教育の程度と水準に対する社会的承認 現在の求職状況からして、文化教育の程度 と水準に対する社会的承認が影響を及ぼして いる。多数の職業について、求人に当たって 学歴と専門分野の制限があり、要求に合わな い者は求職機会がなかなかないことになる。 体育系の卒業生は、社会的に求職ルートが狭 く、差別を受けている。多数の企業は、体育 系の卒業生の総合的能力に対し疑いを抱いて おり、面接の機会すらも提供しようとしな いったとえスポーツ選手たちが大学の卒業 証を取得したとしても、多数の企業はこれを 正当に評価しようとしない。すなわち、文化 教育の程度と水準に対する社会的承認が、引 退選手の再就労に影響しているのである。

V おわりに

- 記述のごとく、中国における引退選手 の再就労支援制度の法的諸問題として、大き く分けると2つの問題点を指摘することがで きる。すなわち、①現行支援制度は法的効力 が弱いこと、②引退選手のための補償政策に

対する法律上の管理体制が不十分であること の2点である。

まず第1点目の法的効力についてである が、引退選手の再就労支援のための現行制度 は行政規則に拠るものであり、「方法」や「通 知 | などの形式が採られている。このような 行政規則に基づく再就労支援制度は、従来の 計画経済体制72のもとでは有効であったが、 現在の社会主義市場経済体制のもとでは、行 政法規の効力に限界があるため、各種の人事 関係を変更したり補償金を支給したりすると き、これら一連の行政法規では、その効力が 十分でないという問題が生じてきた。引退選 手の再就労支援制度の整備は、選手が安心し てスポーツに専心できる環境を創出するため に重要であるとともに、中国におけるスポー ツ事業の振興のためにも不可欠の条件であ る。しかし、中国のスポーツ事業の基本法で ある「中国体育法」は、その28条でスポーツ 事業の振興について簡単に触れるだけで、選 手の引退や再就労支援制度などには触れてい ない。また、社会保障制度にも、引退選手の 再就労支援制度に関する諸規定はない。すな わち、引退選手の再就労支援制度には明確な 法律上の根拠がなく、そのため再就労支援制 度の実施にあたって、その効力は不十分であ るということになる。今後は、スポーツ選手 に対する社会保障制度や社会政策は、法律並 みの効力を持つものにレベルを引き上げるべ きである。例えば、スポーツ選手の社会保障 制度は、中国社会保険法73の範囲の中に入れ ることが考えられる。これによって、スポー ツ選手の生活状態、特に引退選手の再就労問 題は、一定の解決をみることができるものと 思われる。

⁷¹ 韓新君「運動員権利問題研究」『法学論壇』 2007年、25頁。

⁷² 計画経済体制は、国家が「国家統一計画」を手段として経済体制、例えば企業や市場を管理・調節す るという体制であり、社会資源は計画的に配置される。そこでは引退選手も貴重な資源とみなされ、職 場配置については、計画型就職モデルが採用された。

^{73 2010}年10月28日に全国人民代表大会で採択・公布された「社会保険法」について、詳しくは、呉紅敏 「中華人民共和国社会保険法について」週間社会保障2613号(2011年)42頁以下を参照されたい。

つぎは、法律上の管理体制の不備に関する 問題である。国務院や各スポーツ関連部門は 数多くの法規・規則を発布したが、しかしそ れに続く法律上の管理・監督体制は不十分で ある。従来の引退選手に対する補償制度の内 容は狭小であり、スポーツ選手の権利意識も 低い。また、スポーツ選手の補償問題、特に 引退選手の再就労問題は、各級政府の指導者 により重視されることなく、それゆえ法規・ 規則の実施にあたっても、その効果が上がら ないということになる。例えば、2003年に国 家体育総局など6部門が「自主的に職業を選 択するスポーツ選手の経済補償規則 | を発布 したが、法律上規定された管理組織がないた め、2005年に引退した選手の中には未だに補 償金の支給を受けられない者もいる⁷⁴。この ような状態を改善するためには、管理・監督 権限を持つ組織が法律上明記されることが必 要である。

二 これらの法的諸問題を解決するにあたっては、中国における引退選手の再就労状況と再就労を困難にしている社会的諸課題についても検討する必要がある。本稿では、その点を明らかにする目的で、内モンゴル自治区における引退選手の再就労状態に関するアンケート調査結果を紹介した。そして、この調査結果の分析を通して、中国全土に共通する引退選手の再就労支援制度の問題点も明らかとなった。すなわち、①再就労支援制度の実効性が弱いこと、②用就労支援制度の実効性が弱いこと、③引退選手に対する政府や社会の注目度やニーズが十分でないこと、④スポーツ人材の仲介市場が不景気であることなどの諸問題である。

まずは、①再就労支援制度の補償が不十分 である問題である。スポーツ選手は引退した 後、再就労問題や傷病治療など、現実問題に

直面しなければならない。その中でも、最も 重要なのは、再就労問題である。しかし、多 くの引退選手たちは、引退後すぐに再就労先 を見付けることができずにいる。その主な原 因は、全体的に就職環境それ自体が厳しいこ と、引退選手自身の総合的能力が低いことな ど、内モンゴル自治区の調査分析結果から見 てとることができる。スポーツ選手にとっ て、一般の社会保障制度の恩恵を受けること ができるようにした上で、選手たちの特殊な スポーツ経験を考慮し制定された適切な再就 労支援制度の給付も受けられるようにするこ とが重要であると指摘されている75。本稿で 紹介したアンケート調査を分析した結果から 見ても、再就労のために重要な選手自身の総 合的能力を育成する必要があり、そのために は再就労の指導・訓練のための機関の整備だ けでなく、各区スポーツチームも引退選手の 文化教育や社会での実践経験を重視しなけれ ばならないと思われる。そして、再就労の ルートを拡大するため、選手の各種目に関わ る技能の指導・訓練とともに、関連する各種 資格を取得できる指導・訓練を行うことな ど、再就労支援制度としての補償が十分に位 置付けられる必要がある。

つぎは、②再就労支援制度の実効性が弱いことである。現在、中国が実施している再就労支援制度は、国と地方政府の二段階構造となっている。一方で国が統一的に引退補償金を支給し、他方で各地方政府は追加的補償、例えば引退補償金の支給、試験免除による大学入学などを行っている。しかし、国が重視している1回限りの引退補償金は、選手の引退後における学習・生活・再就労を保障するに十分ではない。さらに、各地方政府における引退選手の再就労支援制度には統一的な基準がなく、各地区の政策も異なっている76。

⁷⁴ 人民日報 2011年7月18日の報道 「退役运动员难相守退役保障 无一技之长素质低下」

⁷⁵ 楊奇宇「運動員社会保障制度設計」『北京体育大学学報』2009年、10頁。

⁷⁶ 張宜龍「新時代退役運動員再就労的現状」『南京体育学報』2004年、19頁。

引退選手にとって、1回限りの補償金の支給 よりも、再就労支援のための教育・訓練など が最も重要である。引退選手は、引退後に適 切な仕事に就くことさえできれば、安定した 収入を得ることができ、それによって引退後 の生活を保障されるからである。それゆえ、 引退選手の再就労支援制度として、例えば各 事業体や企業が引退選手の優先雇用を奨励す ること、特にスポーツ関連部門における職場 については引退選手を優先的に雇用すると いった直接的な支援が考えられる。もう一方 では、間接的な再就労支援策を講じることが 考えられる77。例えば、政府が大衆スポーツ の発展を奨励すれば、スポーツ指導員の社会 的需給が増加する。引退選手は豊富なスポー ツ経験と高いレベルの技能を持っているた め、短期間の育成訓練をすれば、すぐに指導 員となることができる。また、政府が各業界 のスポーツ活動を提唱すれば、事業体や企業 などは、スポーツ指導員のような人材を必要 とするようになり、引退選手にとって就職の 機会が増えることになる。こうした直接的・ 間接的な再就労機会の拡大の試みも重要であ る。

更なる問題は、③引退選手に対する政府や 社会の注目度やニーズが十分でないことであ る。中国では、スポーツ選手といえば、「筋 肉は発達しているが、頭脳は発達していな い」と思われがちであり、社会的なイメージ が良くない。その上、メディアは優秀なス ポーツ選手のみに焦点を当てるだけであり、 優秀なスポーツ選手以外の普通の選手には見 向きもしない。大多数の普通の選手たちは、 ピラミッドの最下部に埋もれたまま選手生活 を終えることになる。これら普通の引退選手 は、上記のような社会的偏見ゆえに、社会に 受け入れられ難い状況がある。また、普诵の

引退選手に対する政府の注目度は低く、現在 実施されている引退選手の再就労支援制度の 大半は、優秀なスポーツ選手のために制定さ れたものである。しかし、ピラミッドの底辺 を支えてきた大多数の普通のスポーツ選手の ためにも、引退選手の再就労支援制度は整備 されるべきである⁷⁸。

最後は、④スポーツ人材の仲介市場が不景 気であることである。中国では、各地区の労 働市場が求人・求職において重要な役割を 担っている。中国経済は急速に発展している が、それに比べて労働市場の発展は鈍く、特 にスポーツ人材の仲介市場の発展は停滞して いる79。その結果、引退選手は就職情報を直 ぐに入手することができず、そのため引退選 手の再就労は困難な状態にある。したがっ て、スポーツ人材の仲介市場を発展させるこ とも、引退選手の再就労問題を解決するもの として、重視されなければならない。

三 これら法的諸問題および引退選手の再 就労支援制度をめぐる諸問題について更に検 討するとともに、一般の社会保障制度との関 係も視野に入れつつ、より良い解決策を検討 する必要がある。これらの解決策の検討にあ たっては、日本におけるスポーツ選手の育成 体制、スポーツ選手の社会保障制度、引退選 手の再就労支援制度が参考になると思われ る。特に、実業団や各地域に根ざしたプロス ポーツチームにおけるトップ選手だけでな く、地域の少年チームや市民を対象とした体 操教室、さらには高齢者のためのリハビリ体 操など、引退選手の活躍の場としての可能性 も含めて検討したいと考えている。これらに 関する詳細な検討は、今後の課題としたい。

⁷⁷ 張浩沢 「从人権角度浅議運動員的退役保障」『時代報告(学術版)』2011年、35頁。

⁷⁸ 張浩沢 「从人権角度浅議運動員的退役保障」『時代報告(学術版)』2011年、35頁。

⁷⁹ 王方玉「退役運動員基本権利保障分析」『体育与科学』2008年、36頁。

<付記>

初校提出後、文部科学省の公表した「諸外 国及び国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究」に接した http://www.mext. go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1309352.htm-9k-2012-08-28 (2012年8月31日筆者確認)。 中国のスポーツ政策については、本稿 II の記述と重なるところも多いが、より詳細な紹介がなされており、本稿 II の記述を補うものとして参照して頂ければと思う。

(筑波大学大学院人文社会科学研究科 法学専攻)

<資料>

内モンゴル自治区におけるスポーツ選手の引退後における就職状況に関する アンケート調査 (原文:中国語)

以下の質問に対し、当てはまるものを1つ選んで()内に○を記入してくだる
1 性別について
男性() 女性()
2 年齢について
15 歳未満() 15~20 歳() 21~25 歳() 26~30 歳()
31~35 歳() 36~40 歳() 40 歳以上()
3 体育局の所属年数について
1~3 年未満() 3~6 年未満() 6~9 年未満() 9 年以上()
4 獲得したスポーツ等級について
国家 2 級() 国家 1 級() 国家健将級() 国際健将級()
5 学歴について
小学校() 中学校() 高校() 短期大学() 大学()
修士又は修士以上()
6 現在の職業について
政府機関() 事業体() 国営企業() 海外企業()
自分で創業() 大学生() 求職中() その他()
7 持っている資格について
スポーツ専門に関連する技能資格証() スポーツ以外の技能資格証()
技能資格証を持っていない()
8 社会実践の参加歴について
参加したことがある() 参加の機会が少ない()
参加したことはない()
9 新しい職業に適応するために必要な期間について

3 か月以内() 3 か月から半年未満() 半年から1年()

筑波法政第53号(2012)

まだ適応できてない()

10 職業類型について
教育業() サービス業() 販売業() 製造業() 交通・郵政()
娯楽業() その他()
11 現在の収入は引退前の収入に比べて
かなり多い() 多い() 大体同じ() 少ない() かなり少ない()
12 現在の収入は希望収入に比べて
かなり多い() 多い() 大体同じ() 少ない() かなり少ない()
13 現在の仕事に対する満足度について
予想より非常に良かった() 予想より良かった() 基本的に予想の通りだった()
予想より悪かった() 予想より非常に悪かった()
14 職業を選択する (した) ときの影響要因
収入() 社会地位() 仕事の安定() 仕事の地域() 個人の興味()
自分のスポーツ選手の特徴に適合() 家族の願望() その他()
15 再就労に影響する問題
社会は職業能力又は専門技術を持つ人材を必要としており、スポーツ選手に対する需要が
少ない() 選手の引退問題に対する国家の関心が十分でない()
伝統的な訓練体制の弊害によりスポーツ選手の総合的な能力が低く、社会での実践経験が少ない()
就職情報が不十分である() 再就労のための就職指導が不足している()
選手自身にとって就職の位置付けが不合理であり、職業に対する期待値が高すぎる()
政府・訓練機関・企業と選手との間の相互交流や理解が不足している()
選手のスポーツチームに対する依存度が高すぎる()
再就労政策が不十分である() その他()
16 就職能力に影響する要因
個人の総合能力() スポーツの専門性() スポーツの成績() 個人の努力()
家庭の背景と社会関係() 就職に対する期待の合理性() 求職の技法()